

第六十八回国会
衆議院

地方行政委員会 議 録 第二十七号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 廣川正十郎君

理事 豊 永光君

理事 小濱 新次君

理事 中島 茂喜君

理事 宮澤 喜一君

理事 綿貫 民輔君

理事 山本 幸一君

理事 桑名 義治君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 渡海元三郎君

國務大臣 中村 寅太郎君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 林 信一君

警察庁警務局長 浅沼清太郎君

警察庁刑事局長 本庄 務君

自治省行政局長 宮澤 弘君

自治省行政局長 林 忠雄君

消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

警察庁長官官房 鎌倉 節君

警察庁長官官房 鈴木 貞敏君

警察庁警備局長 鈴木 貞敏君

環境庁長官官房 小泉 孝夫君

総務課長 大泉 重道君

公安調査庁総務 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省労働局 岸 良明君

労働省職業安定 加藤 孝君
局業務指導課長
地方行政委員会 日原 正雄君
調査室長

五月十九日

地方公務員共済組合制度改善等に関する請願

(山口鶴男君紹介)(第三三〇二号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三〇三号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三〇四号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三〇五号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三〇六号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三〇七号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三〇八号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三〇九号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三一〇号)

地方公務員退職年金のスライド制実施等に関する請願(八田貞義君紹介)(第三四六五号)

特別区の自治権拡充に関する請願(不破哲三君紹介)(第三五〇三号)

地方公務員共済組合制度改善等に関する請願

(上原康助君紹介)(第三五〇四号)

同(上原康助君紹介)(第三五〇五号)

同(上原康助君紹介)(第三五〇六号)

同(上原康助君紹介)(第三五〇七号)

同(上原康助君紹介)(第三五〇八号)

同(上原康助君紹介)(第三五〇九号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第三五一〇号)

同日の会議に付した案件
警備法案(内閣提出第八五号)
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇三三号)

○大野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出にかかる警備法案を議題とし、質疑
を行ないます。
質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。門司亮君。

○門司委員 最初に、これらの法案についてのもの
の考え方について公安委員長にお伺いをしてお
きたいと思います。
御承知のように、法律というものの性格は、そ
の国の一つの行政方針に基づいてついで歩くもの
であります。ついて歩くということばは適切じゃ
ないかもしれませんが、その目的を持つものでありま
す。したがって、国が軍国主義を非常に盛んに
しようとするれば、すべての法律がその方向に向
かって進む。まあ、その国の法律のあり方という
ものがそうでなければならぬという一つの形が
出てくる。だから、そういう考え方を、法律を制

その歴史をずっと個々に書いてみると、われわれが見てみるだけでも、警備営業というのは、昭和十七年にできておるのが日本における歴史だと思ひます。しかし、この歴史は非常に古いのでありまして、よいこととすけれども、この警備営業法というのができたのは百年前と言われております。アメリカのリンカーンが統制されたときに、アメリカでは、これはたいへんたいうことで、こういうものができたという歴史的な過程を持っています。しかし、日本において、こういう営業のできたのは、大體昭和十七年とわれわれ考えてよろしいのじゃないかというところが考えられる。それから、起きた事件にしても、いまちょっと余談にありましたが、那珂湊の市役所の事件における市役所の臨時職員というふうなもの、これはもうまるで市役所の仕事をしているんじゃないですか。市役所の各部署に配属されて、戸籍の事務をやっているとか、保険の事務をやっているという人ではないのであつて、全然この作業とは関係がない。だから、市役所自身を守るための守衛の役目をするというものは言えると思ひますが、これは職安法にいうものとは違つて解釈しなければならぬ。いや、いかと考へられる。それから、その後にあつたものにいたしまして、たとえば成田の空港について、幾つかこれをあげてみますと、かなりいろいろのことが今日までのものの中にあるわけであつて、こういうものを考へてくると、どう考へても、これが職安法にそのままひつかからないで、のがれるとは私には考へられない。だから、これはもう少しはつきりと、職安法に關係がないならないんだということの説明ができませんでしようか。私は、どう考へても、これが職安法にひつかからないとは思ひません。これに書いてあるのは、業務の提供とはいつても、これは一つの生産部門についての業務の提供であつて、会社側としては、こういうガードマンその他というふうなもので、生産に關係のない会社の営業を保護するのだ

ということがあるいは言えるかもしれないが、そういうときだけ雇ひ得るというふうな制度は、職安法についてこれを認めるわけにいかないのじゃないかと私は思ふ。私がなぜそういうことを言っているかといふと、これは賃金の支払の關係が出てまいりますから、職安法の關係から言いますと、賃金はやはりその会社が自由に払うというふうなことがほんとうはたてまえなんですね。そこである種の仕事をすれば、仕事全体を受け合つておるから、下請業者がこれを受けることができるのであつて、いわゆる事業をこつちがやっているからであるのであつて、この種の問題については、少なくとも給料については、雇入れた会社が自由に払うという制度でなければならぬ。私は思ふのです。そういうものでなければならぬはずで、こういう問題を考へてまいりますと、どう考へても、何か職安法に觸れるような形ができる。

一例を言うならば、これとは全然話が別でありますけれども、たとえば何々というふうな、よく市役所や県庁等がやっております一つの事業の訓練所というふうなところに仕事をさせる。これは訓練所でありまゝからいろいろの仕事が出てくる。しかし、それについても、注文を出した会社はやはり給料を支払わなければならない。そのときの給料の支払いはどこで支払っているかという、役所の窓口で支払つておられるという形、それは、業者は搾取することができないという形、そして、働いた労働者に当然金額が行くべきであるという形、こういう形のものをとっているはずで、す。こういうこととこの職安法との關係をずつと調べてみますと、この業法はどうしてもそれに觸れるということが言えると思ひます。これは絶対に觸れませんか。

○加藤説明員 先生がいまいろいろ例などをあげまして御心配になりますように、私も、この警備業がそういう職安法に違反するやうな労働者供給事業のやうな形になることを実は心配をいたしております。そういうことのないやうな職安法での監督はしてまいると同時に、また、警察庁、公安委員会におかれてもそういうやうなものは警備業として営業の停止をさせるというやうなことをせひしていただきたいということで、両者で「覚書」を締結したということでございます。確かに先生が御心配になりますように、職安法に違反するやうな労働的な形をとるおそれが絶無ではないわけでございます。この場合、警備業について、私どもから御提出をしております四つの請負条件の中で心配をしておりますのは、一つは職安法施行規則四号の二号にございます「作業に従事する労働者を、指揮監督するものである」ということでございます。これが、警備を請け負いましたその会社からの直接の指揮命令を受けるというやうな形の警備業でございます。先生御指摘のやうな人々移業といふか、労働者供給事業にこれは当たるものになってくるわけでございますが、これはあくまで、警備の請負契約に基づいて、請け負った警備会社が指揮命令をするという形にならなければならないものでござい

それから、もう一つ問題になりますのは、施行規則第四号の四号。四番目の要件にございまして、この「自ら提供する機械、設備、器材」を使うので、警備を請け負いました、その会社のほうの資材を使って警備をやるといふことになってまいります。これは、やがて労働者供給事業という問題が出てくる。こういうことでございまして、それらの点について警察庁とも十分連絡をとりながら、そういうやうな形の、要するに労働者供給事業的な警備業にならないやう、私どもも十分注意をしましてまいりたいと思ひておるわけでござい

○門司委員 これは、あなたのほうは商売だからよくわかると思ひますけれども、その場合は、ここで言ふところの、単に作業に關係のある業務を提供しているというわけじゃないのです。実際は、そこで、そこから出てくるものは、機械とか器具とかいうものは、作業に従事しておればそれらの問題が問題になってくる。これは、警備といふものについては、別に作業とは關係がないのでありまして、さきから私が申し上げておりますように、あくまでもこれは、そのときそのときにおける必要度に応じた作業とは關係がない。ただ会社の警備を頼むという、いわゆる警備業でありまして、どう考へても、この職安法施行規則の四号四号、あるいはこの規則のその次の規定というやうなところに抵触するのだといった強い觀念を私は持っている。だから、これらの問題については、この法自身というものが、職安法との間の一つの大きなあやまちをおかしているのじゃないかということが考へられる。この辺は、私は、實際はもう少し詰める必要があると思ふ。

これは非常に大きな問題でありまして、この内容、定義を見てもいろいろなことが書いてありますので、あとでこれを一つ一つ審議をしていきたいと思ひます。あなたのほうからわざわざこういうものを提出してもらっている議論をするわけですが、実際から言へば、われわれは何も法律自身を見ないわけじゃない。むしろ、法律のたてまえといふものはわかつておられますけれども、どう考へても、この法律自身というものは、いまの労働者の答弁だけでは私は納得するわけにはいかないという形が出てくるのであります。ここに書いてありますやうに、「単に肉体的な労働力を提供するものでないこと」といふやうなことも書いてあります。いまのお話のやうに、こういうところにいる問題が残ると私は思ふ。しかし、これはきょうここでこれ以上詰めておるというところになると時間も掘り下げて議論することがいいと思ひます。すけれども、そう長くここで掘り下げて議論をしているというわけにいかぬかと思ひますので、問題を二応あとに残して、これから警察側の意見を少し聞いて、その間にまた皆さんのほうに御質問することがあるかと思ひますが、一応労働省の意見としてのいまのお話だけを承つておきます。

そこで、警察側にひとつ聞いておきたいと思ひますことは、この法律の沿革でありますが、法律にはすべて沿革がなければならぬ。いわゆる必要性を感じずという沿革がなければならぬのです。先ほど申し上げましたように、法律の制定については、ここにこういう権力に關係した法律を制定いたします場合には、一つの概念としては、いま公安委員長に質問いたしましたように、國家の動きの流れに沿った権力行政というものができるところでありまして、これが國家目的と反した権力行政があつてはならぬのであつて、したがつて、國家が、民主的なものの方から昔の警察國家にだんだんまた移行しようとする氣配があると思へば、それに沿つた法律が當然できてくるわけでありまして、いま申し上げましたように、直ちにこれが警察國家の再現になるような関連性を持ったものであるかどうかといふことについては多少疑問もあるうかと私は思ひますが、これらの法律について考えてみますと、先ほどもおつと、よいことなことのようだが申しましたけれども、沿革としては非常に古い。アメリカに最初こういうものができて、それからだんだん西歐に派生してきて、そしていまここにこういうものができようとしてゐる。あなたの方のほうがよく御存じでしょうが、もし必要ならお見せしてもいいけれども、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダといふようなところのものを、一応本に書いてあるものだけ私の手元に集めておきます。これの法律ができた沿革というものをずっと見てくる必要があるうかと思ひますが、きょうこんなことを議論してゐるとおそくなりますので議論はいたしません。が、日本における整備法に類似した法律のできたのはいつごろですか。

○本庄政府委員　日本におきましてこの警備業務と同じ性格の法律と申しますと、厳密に言いますと、今回が初めてでございます。

○門司委員 そらじやないでしょう。日本には明治十四年四月十八日に、「内務省達乙第二十二号」で「人民ノ請願ニ依ル巡査配置方」というの

があります。この内容は、「銀行、会社、町村の協議または個人の請願によって巡査を派遣することができる」というもので、これが内務省通達です。ここに発祥があるのであります。いま警察の諸君が言われたように、決して日本に歴史がないわけじゃございません。若い警察官の諸君は御存じないと思いますが、諸願巡査の制度というのはここから出てきている。そして、この問題を詳しくききょうここで申し上げる必要はございませんので申し上げますが、この中に書かれておるの「銀行、会社、町村の協議」という字が入っている。それから、その次に「個人」という字が入っている。この警備法を見てまいりまして、この諸願巡査の制度、いわゆる明治十四年にできた古い内務省通達との関係が一体どういうものであるかということでは、そういう願いによって巡査を配置するのとができるという規定になっている。だから、いまのように、この警備法の沿革を一定私は聞いたものであります。ところが、警察として、そういうものがなかったというような御答弁では、私は、これをそのまま審議するわけにはいかない。もう少しさかのぼった沿革を見る必要はないかということ。それから、その当時における実態とかというものがどういうものであったかということ。この辺について、警察側は、もう少しものを調べておいてもらいたいと思います。これは調べるっていったってわけのないことです。図書館に行けばこんなものは幾らでもあります。私の手元にもありますけれども、警察がどうして成り立って、どうだったかということ。内務省が出した昭和十二年のものは非売品になっておりますから、市販はされておらなかったと思いますが、当時の書類をひっくり返してみればこれは出てくるわけでありまして、こういう問題をもう少し掘り下げてみる必要がある。この当時における人民の請願による巡査の配置というのは、資本主義の搖籃の時期で

ありますから、銀行とか会社とかいふものが総括された請願巡査の配置される場所であつて、あとは「町村の協議」ということで、結局、公の場所を守ることに普通の守衛ではない、やはり権力を持った巡査の配置をすべきだというふうなことです。それ以下のものについては、請願の手續とか、あるいは給料の支払いだとかいうようなものがかまかく書いてあります。これを税金で負担させてはならないとかなんとか、税金でおまわりさんの給料を払わないとかなんとか書いてありまして、こまかい規定がございます。そういう沿革があると私は思うのです。

その沿革からきて、この警備法を見てまいりますと、少し問題の書き過ぎがありはしないかというところが一つであります。それは、この定義のところにあります最初の問題で、「事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務」とあるが、この「業務」は一体何をさすかということであり、ます。これらの盗難等の事故を防止する業務は、いづれにしても警察業務であります。ことに遊園地というようなものは、これは屋外でありますから、当然警察の仕事であることに間違いがありません。それから、その次に書いてあります「人若しくは車両の離脱する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」。これらの業務は道路行政であつて、これも警察行政の中に当然入るべきである。あるいは「運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務」。これらの問題は、一面において、その業を営む人たち、いわゆる事業主の責任において当然防止しなければならぬということは第一義的に考えられる。このことのために何人かの人を頼むということとは、この点にはあり得ると私は考えるが、しかし、これらにいたしましても、やはり警察業務であることに間違いない。それから、その次の「人の身体に対する危害の発生を、その身邊において警戒し、防止する業務」というのは、先ほど申

し上げましたように、一つの生産にも何にも関係のない仕事、個人の利益を守ることのために雇うものであるということになってまいりますと、一体職安法にどうなのかということになる。これでもよろしいかということである。こういう定義の四つの条項について、もう少し知りたいわけですね。警察庁長官の補足説明は一応読みましたが、この点についてはあまりはつきり触れておらない。

そこで問題になりますのは、当然警察が行なうべきこういう職務を民間人が行なってもよろしいというような形をここに出して、法律で定めることはどうかと考える。いま申し上げましたように、一つの会社が現金を輸送することのために、あぶないと思うからだれか頼むということは、その会社の任意の行為でありまして、別にこれを法律で定めなくてやると私は思うのです。それから、道路に車両が雑踏するというようなことも、一つの企業体が、自分たちの仕事のために雑踏しているのだという觀念があれば、これはいまでもやっている。たとえば、大きな土木工事をやっているところと大きなダンブカーが出入りするような場合には、何も警察官が行って一々交通整理をやっているわけではない。その仕事をしている諸君の中からある程度の人が出て交通整理をやるということは、これは当然の一つの義務であって、何も、そのことのためにこれらの諸君を雇ってもよろしいというようなことを書かなくて、これは常識上やれることである。また、やらなければならぬことである。こういうところに非常に大きな書き過ぎがあって、いかにもこの仕事は警察の下請であるというような印象を強く与えておる。われわれは法律に定められてここに來ているのだ、交通整理をやっているのだ、われわれは法律に定められてこういう仕事をするのだという身分保障というのがここに出てきやしないか。私は、実は、この点で、職安法との関係と、それから警察との結びつき等を非常に心配するのでありますけれども、こういうものについては全

然そういうことはありませんか。いままでの常識から言へば、おのおのその職務を行なう人たちは、これらの問題は自分で当然やるべきことであつて、この場合の「盗難等の事故の発生」とかという第一に書いておられるようなものについて、その場所における警備人というのがむろんいるでしょうし、常事雇つてあるでしょうから、それらの諸君が自分たちの営業を保護するために、行なう職務と警察業務とが混同されるようなことがあつてはならない。これが混同されてまいりますと、非常に大きな問題にならうかと私は思います。そういうことを考へてまいりますと、この間の説明をこの機会にもう少し詳しく、われわれの納得のいくところまで御説明を願わないと、これではよろしいというわけには私にはなかなかない。もし、その点について、そうではないんだ、私の言ふことが間違つてゐるんだと言ふなら、それをひとつここで話を聞かして置いていただきたい。

○本庄政府委員 幾つか御質問がございましたが、最初に、沿革に關連いたしました請願調査の話が出ましたが、私いま手元に資料を持っておりますが、請願調査はやはり正規の警察官でありまして、警察官としての権限を持っております。そして、その仕事のやり方等につきましては、一般の警察官と全く変わらない。ただ、その費用の負担につきましては警察官の場合と異なつておるといふふうに目下のところ承知しておりますので、この法律で規定しております警備業者あるいは警備員とは性格の異なつたものであるといふふうに理解をいたしておる次第でございます。

次に、定義のことに関連いたしましたいろいろ御意見を承つたのでございますが、長官が先般説明いたしましたように、このガードマンの業務として規定いたしておりますものは、国民がみずからのかたであるいは財産を守る固有の権利をそれぞれ持つておられるわけですね。その権利に基づきまして、自分が持つておる権利、これを自分自身が直接行使しないで、経済上の理由その他いろいろ

な理由によりまして第三者に委託あるいは委任をしておるといふのがこの警備業務であらうかと思ひます。したがひまして、警察官がやつております警察業務は、これは御案内のように、警察法その他の関係法令に基づいて行なわれる公権力の行使を含む公的な業務でございまして、その意味におきまして、警察業務と、それからこの法律に規定をしております警備業務とは基本的な性格が異なるというふうに考へております。

次の、この定義のところ、一、二、三、四とかなり具体的にこまかく分けて書いておりますが、これは、このように具体的にこまかく分けて書いたほうが、いろいろな定義の面でも誤解を招かない明確な規定のしかたであるという考へ方で、かなり具体的に書いたわけでございます。これらの定義を読みますと、一見警察官がやつておる仕事と同じことを書いておられるように見られるわけでございますが、先ほど御説明いたしましたように、基本的な性格において異なる点があるわけでございます。そういう意味において、警備業務と警察業務とは異なるということを御理解いただきたいと考へております。

○門司委員 いまの御答弁ですが、こゝを返す必要もありませんが、沿革の中で内務省の通達を私が申し上げましたのは、同じようなことが書いてあるのです。さつき読み上げましたように、銀行、会社、町村の協議または個人よりお願いのあったときに巡査を派遣すると、こう書いてあるんですね。法案の「定義」との間で、これがどこが違ひますか。ただ、これはおまわりさんでない警備員というものができるといふことの違ひだけであつて、事業の内容は同じでしょう。どこか違ひうところがございますか。だから私は聞いたのです。その当時は正規のおまわりさんが行つておつたということでありまして、そういう歴史を持つておつたということでありまして、個人の請願によつて」といひますと、個人といひますから、おそらく何も関係のない人でしょう。それらの身辺を守るといふことのために請願調査の制度があつた

のです。これは同じことでしよう。ただ「業法」といふことが書いてあるだけであつて、これはしるうとが守るのと警察官が守るのと違ひだけで、発想は同じことなんです。どこも違ひない。この場合も、「銀行、会社、町村の協議または一己の人より」と書いてある。この場合、こゝで書いてあるのもみな同じことです。一己の身体に対する危害の発生」といふのは「一己の人」でしよう。これはどういふ人なんです。「人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務」といふのは、これはだれのことなんです。この明治十四年にできたもの、この場合には「一己ヨリ」と書いてあるけれども、どこが違ひますか。

同時に、二項においても「人若しくは車両」として、「人」と書いてある。これも「一己の人」でしよう。必ずしもこれは複数はないと私は思ひます。また、複数であるべきはずがないと思ひます。同じことなんです。いわゆる他人の生命財産を守ることに、その当時における問題としては、警備法というふうなものは考えられなかつたが、しかし、要請があればおまわりさんを派遣してもいいという、それだけの違ひであつて、発想の内容はほとんど全く同じだと言つてもよろしいのではないかと、これが考えられる。だから沿革を聞いたのでありますが、理屈をこねることには、私はこれからは理屈をこねることにいたしません。

そもそも警察のあり方というものがどういふあり方であればよろしいかということなんです。日本における警察の発祥は一体いつであつたかといふことであります。太政官令に出た警察といふのは、いわゆる警邏といふ名前をつけた。あるいは邏卒といふ名前を使つておつた。それが巡査といふやうに名前を変えたのはいつであるか。業務の内容の変つたのはいつであるかといふことであります。日本における警察の歴史の過程といふものを一応読んでごらん下さい。どういふことになつてゐるか。最後に行きつくところで、護身用具の点

等についても、警察の沿革史から言えば少し問題があるかと私は思ひますが、警察官がサーベルを持つてよろしいといふことになつた時期は一体いつであつたか。これにも段階があつたといふことであります。必ずしも、警察官が最初からサーベルを持つておつたわけではない。邏卒の当時には、御承知のように棒を持つておつた。その中で、一等巡査についてはサーベルを持つてもよろしいという規定が、明治七年であつたかと私は記憶いたしておりますが、書いてある。しかも、そのサーベルも勤務中だけだといふワケがちゃんと入つておる。こういう警察自身についての歴史上の事態をずっと見てまいりますと、当時の一等巡査といふのはいまの警部補に当たる階級だと私は考へておりますが、それ以下の諸君にはこういうものを持たせなかつた。こういうふうには警察業務といふものと民間との接触の場所といふのは非常にむづかしいのである。私は、そのことのためによいことをききようは言わなければならぬやうになつてしまひましたが、この警備法自身の発想が、警察側の言うやうに、全然それとこれとは違ふんだといふやうな考へ方でこれが出されておるとするならば、いま申し上げましたやうな警察業務とは一体何であるかといふこと。これが日本の警察制度の中で非常に大きな一つの課題として出てきていますのは、さかのぼれば自治警察までこれはさかのぼるわけでありまして。おれわれが自治警察を主張してまいりました一つの大きな原因は、地方自治法の二条に基因してゐるのである。ここには何が書いてあるかといふと、地方の自治体は、そこにおける住民の生命財産を保護しなければならぬ、外国人並みに必ず保護しなければならぬとちゃんと書いてある。その一つの手段として、警察制度といふものは、これはやはり地方の自治体にまかすべきじゃないかといふ一つの考へ方がある。しかも、その裏には、警察自身といふものの、いわゆる治安の確保といふものは住民自身がこれを会得すべきである、自分の村からは犯罪人を出さない、自分の部落からは違反者

昭和四十七年五月二十三日

は出さない、お互い同士がこの治安の確保というものにつとめる義務があるのだという考えがある。いわゆる自治法に書いてあるとおりである。こういう警察自身の見方をもう少し私は見てもらわなければ、いまのような警察側の答弁で、私はこれをよろしいというようなわけにはまいらなない。もし、それとこれと違うんだという御答弁があるならば、明らかに、この警備業法は警察の下請であるという断定を私どもはしなければならぬ。こついう理屈めいたことを言っておりまして、も実際は始まらぬと思ひますけれども、ほんとうにもう少し警察側は考えてください。いまの警備関係の諸君は行き過ぎておる、服装が全く同じであるとか、あるいは警察官まがいの行為があるとか、行き過ぎがあまりはしないかというような点等については何とか規制しなければならぬといふことについては、これをそうむげに排斥しようとは考えておりません。だからといって、ここに法的にその地位を与えるということは、これは非常に大事なことでありまして、法律ができてしまえば、法律の上に乗つてしまひますけれども、おれたちは法的に地位が与えられたんだという形になつてまいります。したがつてそこにはいろいろの問題が派生することは当然であります。いまの場合は法的な地位がなく、法的には何も関係がないから、ただ、職安との関係がどうだこうだということだけは多少残ると思ひますけれども、見誤るような服装はしておつても、彼らも一般人に対してそうむぢやなことはやらぬと思ひます。しかし、ここに法律に書いてありますように、「車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」ということがおれたちの仕事なんだ、法律が認めているのだということになると、ここに警察権の行使というものとこの混同のおそれがある。人間でありますから、これは当然ある。同時に、このことが警察権の行使と混同されるようなことで、業務の発注者が一つの営業人である、個人であるということになりますと、これは

警察権の拡張だと言わざるを得ないということになる。その辺の解釈は、この定義だけを見たのでは、どう考えてもそういうことになる。だから、いまのこの警備会社というものの実態から見ても、何もここまで権力を与える必要もないのではないのか。同時に、行き過ぎのある行為というようなことだけに、そういうことをしてはならないというだけであらう。むしろそれで足りるのではないか。だから、率直に言えば、こういうような問題は警察法の中に織り込んで、そして警察法の中にも少しは書いてありますけれども、類似の行為をしてはならないとかいうようなことが織り込んでさえあれば足りるのではないか。あるいは、その中で、さっき言いましたような那珂湊のような事件、あるいは例の案素会社の事件、あるいは成川の空港の問題——ここにも訴えたピラが一つございいますが、「新聞社に暴力ガードマン」ということが書いてあります。こういうものを訴えたというのもございいます。こういうもの、行き過ぎを取り締まるというのなら、こういう業務でなく、むしろこれを警察法の中に織り込んで、こういう警察官類似の行為をしてはならないというような規定があれば、こういう暴力団等に雇われた諸君の行動というものについては、これを一つの暴力行為として取り締まることは容易にできるはずである。ところが、片方においては法律で定められておりますから、人の身体を守ってもよろしいということになりましたから、会社の重役が、どうもきょうの同交はあぶなくてしょうがないから、おまえたちひとつ守ってくれということでガードマンを頼む。頼まれたガードマンは、その人の危険を防止するということになれば、勢いどこかと衝突せざるを得ないという結果になりはしませんか。だから、そういうことをしてはならない。私は、むしろ率直に結論から言えば、警察法の中にこういうものが織り入れられていて、そして秩序を保っていくということのほうがいいのではないかと、ということが考えられるけれども、その辺についての考え方がもしありますなら、ひとつこの

際聞かしておいただきたいと思ひます。

○本庄政府委員　一番最後の御質問からお答えいたします。

　こういった規定は警察法に盛り込むべきではないかという御意見でございますが、御案内の如く、警察法は、警察自体の責務、組織といったような事項について規定したものでございまして、先ほど申しましたような意義を持つておりまして、警察法についての規定を警察法の中に盛り込むことは、盛り込んだとしても、法律的に違法であるかどうかというふうな問題はないと思ひますが、妥当ではない。むしろ、警察法に盛り込むことによつて、先生が御懸念なさるような心配を国民に与えるおそれの場合によつてはあるのではないかと。かりにそういうおそれがないとしたとしても、ものごとの性格からいいたしまして、これはやはり警察法ではなく、別個の法律で規定すべきものであるかと、かように考えております。

　それから次に、この法律によりましてここまで権力を与える必要はないではないかということでありますが、御案内のように、この法律の立法の趣旨もすでに御説明を申し上げておりますが、個々に具体的に規定をいらんいただきましたも、警備業者なり警備員に、いわゆる権力、権限というものを付与した規定は全然ございません。したがひまして、全くの規制を主とした法律でございます。権限付与あるいは資格付与といった意味でのものではございません。

　それから、その前に、警察権の行使とこの警備業務の実施とが混同されるおそれはないかという御質問でございますが、先ほども申しましたような立法の趣旨でございますので、私たちといたしましては、混同されるおそれはないと考えております。しかし、中には、こういった定義等をお説きになつてそういう誤解をされる向きも場合によつてはあるかと思ひますので、あとのほうの個々の条文に、そういう誤解をされないような各種の配慮をいたしまして、全体としては、この法律を一通り十分お読みいただければ国民の皆さん

には理解をしていただけるような仕組みになっておる。かように考えておる次第でございます。

○門司委員 私は何度読んでもわからぬから聞いておるんですよ。これはあなたのほうから出ておる書類ですが、「警備保障営業をめぐる問題点」と書かとかと書いて、「警察庁防犯少年課理事官」と書いてある。この中にいろいろいま言いましたようなことを書いております。それからもう一つの問題は、かつて警察大学の校長をやっていた、名前を言ってもいいと思いますが、長野君が書いた警察研究何とかという雑誌、ここに持ってきておりますが、たしか四十二年だったと思いますけれども、九月号と十月号の二回に分けて書いた雑誌にやはり同じようなことをずっと書いておる。あなたの方のほうから出てきた書類を見てもいろいろいる問題点が書いてある。これはあなたのほうにあるものであって、別にむずかしいものではないはずで、あなたの方のほうはよく御存じのはずだと思いますが、このあなたのほうから出ておるものをずっと見てみしても「建物等財産警備の場合」、「依頼者の有する管理権の合法的な行使」と認められる範囲内の行為、正当防衛にあたる行為、「人身警備の場合」、「正当防衛にあたる行為」、「緊急避難にあたる行為、現行犯人を逮捕する行為」、「が許されるものと考えられる。」と書いてある。これはあなたのほうから出た書類です。こう書いてあるから間違いない。名前を言ってもいいけれども、これはだれが書いたか、大体わかっているだろうと思う。「現行犯人を逮捕する行為」というのは、これは何もここで書かなくたって刑法で全部の人が現行犯は逮捕ができるわけであって、これを査問したり質問したりすることはできないが、直ちに警察官に引き渡さなければならぬということとは規定のとおりである。しかし、ここに書いてありますような「正当防衛にあたる行為」というのは、この定義とはかなり違うのであります。それで私はくどくど聞いているのであります。「管理権の合法的な行使と認め

られる範囲内の行為」と書いてある。そして、こ
こには何も書いてないで、ただ「事務所、住宅、
興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故
の発生を警戒し、防止する業務」と書いてある。
これは一体、依頼者の管理する合法的な行使とは
たして認められるかどうかということだ。ある
いはその次の二の道路の問題もそうである。こ
ういふふうにずつと考えてきまうと、どう考えても
定義のとこでひつかかって先に進むことが非常
に困難なように思えるのであります。きょう
はもう、与えられた時間がそう長くございま
せん。林さんも一時間ほどやるだろうから、あと三
十分ぐらいしかございせんので、あまり長くは
申し上げられないが、さっき話をいたしましたよ
うに、この問題には非常にたくさん疑義を持っ
ているのであって、いままでの答弁については、
ここに、「人の身体に対する危害の発生を、」
「防止する業務」と書いてあるのですが、これと
同じように、人身の警備の場合には「正当防衛に
あたる行為」と書いてあるのです。また、「そ
の身辺において警戒し、防止する業務」と書いて
ある。これとがどういふ関連性を持っておるか
ということでありまう。「正当防衛にあたる行為」
の行き過ぎが結局いろいろな今日までの問題に
遭遇してきておる。たとえば那珂湊の問題もそ
ういうことでございまして、大ぜいの人が市役所
の中へ押し寄せて、うるさいとかなんとかは別であ
りますが、市長がどうもあぶなくてしょうがない
から頼んだということが、やはりこういうところ
に問題が出てくる。こういう区分けをもし書くな
らば、こういうのはつきりした正当防衛あるいは緊
急避難というような場合に、自分のところだけの
人手ではとてもどうにもならぬ、だから、これを
何とかひとつ頼もうじゃないかというような場合
における問題としては考えようがあるかと私は
考えられる。しかし、ここに羅列しておるだけの
問題で、そのままだこれをよろしいかどうかとい
うことは私は言えない。

それからもう一つ、私はこの機会に突っ込んで

聞いておきますが、この警備員に対する仕事の指
揮命令はだれがするのですか。

○本庄政府委員 警備員に対する仕事の指揮命令
は、警備を委託された警備会社の社長あるい
はその他の幹部が警備員に対して指揮監督する。
こういうことでございまして。

○門司委員 これは一つの問題点なんですがね。

たとえば、そうならないでございまして、ここにいま
までの事例であげておられますような問題等につ
いて、さっきからピラが一枚私のところへ届けられ
たものがありましてたけれども、こういうものを見
てまいりまして、あるいは警備会社の問題等を見
てまいりまして、この場合に指揮者がおった
かどうかということですね。私は、指揮者がこう
いうことをやるとすれば、指揮者を直ちに逮捕
しなければならぬと思う。那珂湊の場合、それか
ら成田空港の場合、それからここに私のところに
あります警備会社等の問題、こういうところに非
常にトラブルが起ったのでございまして、そうし
ていろいろの事件を起してございまして、その
場合に、これらのガードマンを供給した会社の
責任者がだれだけ処罰を受けておりますか。その
事例があったらひとつ示しておいてもらいたい。

○本庄政府委員 いま御設問の那珂湊の場合は、

これは、市の臨時職員として市長が採用してい
るなことをやったということでございまして、さ
から、直接いわゆる警備会社の幹部らしき者が指揮
監督をしたとか、そういうことはおそろしくなかつ
たろうと思ひます。むしろ、市の職員でございま
すから、市長の指揮命令を受けるべき筋合いのも
の。現実には市長が指揮命令をしたかどうかは存じ
ませんが、そういう筋合いのものであるかと思
います。

それから、成田あるいはチソンの場合は、警
備会社が企業者から委託をされて、一定の警備業
務を行なったわけですね。したがって、社長と
申しましても、社長がみずから現場で指揮するこ
とはまずないと思ひますが、事前に、あるいはその
際に、社長あるいはその社長の指揮命令に基づ

幹部が現場において指揮をとったものであろう。
かように考えておりますが、その起こりましたト
ラブルについての結果がどうなっておるかとい
うことにつきましては、担当者のほうからお答えを
いたしたいと思います。

○鈴木説明員 部長のほうから御説明しました具
体的な事件につきまして、那珂湊市役所の事件に
ついてでございますけれども、これは、部長の答
弁にありましたように、警察としてもそれぞれの
措置をとったわけでございます。先ほど来いろいろ
の問題になっておりますように、職安法の違反と
いった問題についても、警察としても措置をと
ったわけでございますが、これは職安法以外の告発
がございまして、御承知のとおり、市職員の採
用についての、地公法の十五条で定める「受検成
績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行な
うことでの告発があったわけでございます。茨城
県警で十分いろいろの面から捜査をいたしまして
事件を送致いたしましたわけでございますが、結果
的には、昨年の四月十五日に水戸地検のほうに送致
いたしまして、その結果、その後水戸地検におい
て、犯罪の嫌疑十分ということでは不起訴処分
になされておるというふうになっております。

それからチソンでございますけれども、これも
いろいろのケースがございまして、総会が何回も
いままでもございまして、そのつどいろいろの
ケースの問題がございまして、そのつど、警察とい
たしましては、違法事犯については、これを検
察、送致しておるということでございまして、
ガードマンに関連いたしましては、傷害事件とい
うことで、昨年の事犯について送致をいたしてお
るケースもございまして、このチソンの場合も、御
承知の四十五年以来、一様運動というところから
みましているいろいろの話題を提供し、また、その内
容をいたしまして、違法事犯というふうなもの
がございまして、警察としても、そのつど相当警
戒の目を光らせて、総会の際に、周辺に部隊を配置
するとかというふうなことをやってまいりました。

でございまして。特に、昨年の段階では、右翼等が
相当それに介入するというふうな動きもございま
して、大阪を中心に、大阪でございまして、府
警がいろいろの警備措置をとったという事例もござ
います。いままでも、チソンの株主総会に関連いた
しまして事件送致いたしましたのは、昨年の五月
の総会の際でございます。この際におきまして
は、やはりガードマンを会社側が採用いたしまし
て、当ガードマン会社と契約をいたしまして、相
当数のガードマンが会場内外の警備に当たったわ
けでございます。ところが、総会が終わったあと
に、しかも会社の役員が退場した後、会場内に
残留しておりました「告発する会」の会員の方、
これが抗議集會を持っておたわけでございます
が、その際、ガードマン五千名ぐらいが、これら
の人たちを場外に排除しようというふうなこと
で、相互に会場内でもみ合ひまして、その際、
「告発する会」の会員一人がガードマンにげんこ
つで顔をなぐられて怪傷を負うというふうな事
犯がございました。これは告訴はなかつたわけ
でございますが、この事犯につきましては、四十六
年十二月二十四日、傷害罪で書類送致をしたとい
うふうなケースがございまして。

それから、御質疑の成田の件でございますが、
これも、昨年の二月の第一次の代執行の際、それ
からまた、九月の成田の仮処分の際、ガードマン
の問題がいろいろございまして、二月の段階での
問題につきましては、いろいろ国会でも問題に
なつたところでございますけれども、これもいろ
いろの事犯がございまして、ガードマン会社も数
社公同等で雇用したというふうなことがございま
す。このケースにつきましては、警察措置をいた
しましては、いままでもガードマン自身について送
致したケースはございまして、会社側の職員が
傷害を加えたというふうなことで一件送致してい
るケースがございまして、これは、代執行の際に公
同の分室に参りました国会議員さんはじめ数人の
方々ともんで、うしろから締めたというふうな
ケースでございまして、その際暴行を加えたとい

ないと、そう簡単に私どもこれでよろしいというわけにいかぬように思いますが、委員長にお願いしておきますのは、法務省からだれかはっきりした方にここに来ていただきまして、その辺の解明を少ししておかなければならないかと思ひます。

これはあくまでも依頼者またはその指定するものの身体あるいは財産を守るということになっておりますので、どこまでいっても私の仕事であるという点には間違いない。どう考えても公法上の利益とは言えないということでありまして、それが、業務自身が警察行為に全く類似した行為が行なわれる。そして事件が起つてくれば、依頼者のほうにも責任がなければ、派遣したほうにも責任はない。つまり、それはやっやつが悪いんだということになってくるということになります。

と、いまこの法律全体をずっと見てまいりますと、だからガードマンの救護というものがこう書いてあるのだという御答弁があるうかと私は思ひます。そういうことが私ども考えられる。だから、一般人とは違つて救護をしなければならぬといううなことが考えられる。しかし、それは法律の一つのていさいであつて——ていさひと言つと、また警察の諸君は、これはていさひで書いてあるのぢやないということでおくるかもしれせんが、しかし法律はそう書いてある。書いてあるが、しかし、そこに実は問題があるわけでありまして、どの警備会社でも、ただじゃまするやつはひつぱたいていとか、けんかしてもかまわないという訓示をする社長はいないと思ふ。また、依頼者のほうも、何でもいから、いかなる手段でもいからやつてくれといううな極端な依頼はないと思ふ。契約書を見てみたのですけれども、そんなことはちつとも書いてない。單なる業務提供の契約だけしか書いてない。あとは給与の支払ひみたいなものが少し書いてあります。それから、いろいろな事故の起つた場合の補償といううなものは契約書の中に書いてある。しかし、これは営業上の一つの契約書であつて、そういう事犯に対する責任の所在というものはどこに

も書いてない。ところが、いままでであれば、ある程度そういうことが容認されるかもしれない。

しかし、法律で定めた以上は、やはり法律で解決するといつたてまえをとらないわけにはいかなない。そうなつてまいりますと、間違ひのあつたときの責任制というのが一体どこにあるかというところ。そういう間違ひを起した会社その他についてはどういふおきやうを据えられるか。ここに、取り消しであるとか何とか書いてありますけれども、これは、單なる法制上の偽りがあつた場合にはこれをやめさせるといううなことが書いてあるけれども、そういう事実行為に対しての制裁というものが会社に対してほとんど加えられていない。こういう不安が私どもはあるのでありまして、そういう点をもう少しはっきりすることのために委員長にお願いをいたしておきます。

この法案がどうなるかわかりませんし、これはきやうだけというわけにはまいらぬと思ひますので、いづれまたこの次の機会にでも、法務省関係の諸君を送つていただきまして、そして、繰り返して申し上げようであります。公権力、公法上の権力のまがいひといふ権力を付与するといふことが一体認められるかどうかということ、これの箇どめがどこにあるかということ等について少し聞きたいと思ひますので、そういう取り扱ひをお願いをしておきたいと思ひます。

それから、あまり長くやっておりますと、民主主義の原則に反して、他人の自由を侵すことにならうかと思ひますが、そのほかの問題をいろいろ考へてまいりまして、ここにあるあなたのほうから出た書類の中を見ると、いろいろ事例が書いてあります。しかし、この事例の中には、ガードマン自身の行つた犯罪行為といううなもののついでには、この法律の中でそういう犯罪の起つた原因防止することがこの法律をこしらへた一つの原因であるかのようなことが言われておりますが、それよりも問題なのは、いま申し上げましたように対外的の問題であつて、あなたのほうから出た書類にも、こう書いてあるのですね。「ガー

ドマンが一般市民から非難を受けた状況」「ガードマンの行為が、警察官の非行または処遇不適切と誤解されたもの、交通整理に伴うものなど、一般市民から非難を受けた事例は年間一五件程度あり、ここ二、三年横ばいの状況である。」と書いてある。この交通整理等が、いままでは自分たちに直接の権限がありませんから、法律上にも定められておりませんから、ある程度控へ目にやつておつたと思ひますが、ここに法律にはつきり書かれてまいりまして、いかにも公権力が与えられたやうな印象が与えられて、必要以上の取り締まりをしやしないかということである。いままではそういうことで遠慮しておりますから、自分たちの身分を知らない人はありませんから、単に会社の車の出入りのときに、混雑するからひとつそつちに回つてくれとか、いや通つてもいいといううなことにわれわれしつぱしつ遭遇するわけでありまして、その程度で、たいした問題にはなつておりません。しかし、これはおれたちは頼まれてこの交通整理をする権利を持つてゐるのだということになると、交通取締法に規定する、いわゆる警察側の権力の行使というものが容易に行なわれがちになりはしないか。そうして必要以上の交通規制をややしないか。この場合も何ら警察はこれに関与しないのでしよう。警察がそこを許可するとかなんとなかにならなくも、本来ならば当然警察が行なう職務であることは間違ひない。しかし、それは警察にそんなことを言つたつて、人手がないときに、何でもかんでも警察がやらなければならぬといふことは私は言ひたくない。しかし、通例を一つ考へてください。こういう場合も会社は一応警察と連絡をしていやしませんか。いわゆるお葬式とかなんとかで人がたくさん集まるから、この通りだけは人をとめたいとか、あるいはお祭りなんかのときに、みこしが通るから人をとめたいといふときに、ちゃんと警察と連絡をして、そういうある程度の交通整理というものがやられておる。ところが、この法律がこういふふうになってしまひますと、ある会社から、おまえのほうで頼

む、おれたちの会社の営業上じやまになるから交通規制をしてもらいたいということになると、これは、私益を擁護することのために結局ガードマンによる交通規制が行なわれるということになりはしませんか。法律がなければいいです。よ。その場合は、やはり警察側と連絡をして、そういう権力に基づかないところの、いわゆる一般社会通念としての、おまえさんたちが危険だからひとつここは通らぬようにしてくれと言ひ。いわゆる大衆が基礎になつての交通整理が行なわれる。この場合は、会社の営業が基礎になつて取り締まりが行なわれるということになると、同じ交通の取り締まりあるいは交通の整理にしても、その基本的なものの考え方が非常に違ふのであります。違ふところの問題が発生する。私はどうしてもしやういふふうには考へられない。これは会社から頼まれたのだから、おれは交通整理する権利があるのだということになってくると、営業本位になる。そうして一般の交通は従になる。いまの場合はまだそうではない。一般の交通のほうが先である。そして、この交通をあまり阻害しないやうにしつて、自分たちの営業を守るための整理を道路の混雑等の場合に行つてゐるのが現状であります。こういう面について、どう考へても、この問題の行き過ぎといふものを私は考へなければならせん。

ここであまり議論しておつても始まらぬのでありますから、その次の一つの大きな課題としての八条の問題がこの間からいふ議論されておりますので、また、公述人からもこの問題についてかなり突つ込んだ公述がございましたので、ここで聞くことは私は避けておきたいと思ひますが、八条については、こういう規定は全くの訓示規定でありまして、これに違反した場合には、処置は一体どうなりますか。

○本庄政府委員 八条の前段のほうは、「この法律により特別に権限を与えられてゐるものでないことに留意する」で、後段のほうは「他人の権利

及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。で、後段のほうは具体的に書いてあるわけですが、こういった規定に違反をいたしました場合には、その次の十四条で公安委員会が指示権を発動するということになるかと思ひます。

○門司委員 これは十四条と言つたつて、八条の行為について、ということも書いてない。第十條第二項の規定に基づく都道府県公安委員会の規定に違反し、と書いてある。私は、この第十四条は「指示」であつて、八条の解決にはならないとしか考えられないのですが、どうですか。

○本庄政府委員 十四条は「公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十條第二項の規定に基づく都道府県公安委員会の規定に違反し、と云々と書いてございまして、都道府県公安委員会規則というものは、十條第二項の規定に基づく規則でございまして、いわゆる護身用具に関する公安委員会の規則に違反した場合でございまして、その前のほうに、この法律の違反というものが十四条の指示の対象になっております。したがひまして、先ほど申し上げました八条につきまして指示権が働く。

それから、なおつけ加えますならば、十五條の「営業停止」、これも同様にこの法律に違反した場合といふに説明わけでございます。ただし、十四條と十五條の場合には若干ニュアンスが違つておりますが、いずれにいたしましても、十四條、十五條がこの八条を担保する規定にもなつておるということでございます。

○門司委員 この問題は非常に大事な問題でありまして、「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」というこの条文だけを見れば、別にふしぎはない。当然のことを書いてある。ところが、実際は、さつきからいろいろ問題になっておりますような行為がしばしば出てくる。そうしてこれは、正当な行為というやうなも

のの見方にもいろいろ問題がある。そこで、八条の規定はこういう書き方であつて、ここで書くならば、むしろもう少しはっきりしたものを事例的にびしと書いておくという必要があるはしないか。この法律で非常に残念に考へておりますのは、こんなに定義のところに具体的にたくさん書いてあつて、非常に大事なところにはこういう訓示規定みたいなものであつて、困ると思はれるやうなところばあつておるという、ここに一つの問題がありはしないか。法のていさいの上に非常に大きな問題を持つておると思ふのです。こういうところに必要以上におれわれがこの法律に対する疑い——疑いということばを使えば行き過ぎですけども、関心を持たざるを得ない問題があるわけでありまして、この条項があるから絶対に争議行為等には干渉できないのだということにはならないわけなんでありまして、もし争議行為等に対して不正なことがあつたというやうな場合、「団体の正当な活動に」ということで押えておくからというやうなことで、私はいささかどうかと考へる。

それから、はしよつて申し上げますが、その次の問題であります「護身用具」の問題であります。この問題もほとんど歯どめがない。護身用具というものは、先ほどちよつと申し上げましたやうに、たとえば明治七年ごろにできたものを見てみましても、一等巡査、いまの警部補であります。が、これらの諸君が初めて帯刀を許されたという時期でも、それは勤務中だけで、あとは持つてはいけないう規定があつたのであります。私は法令を少し読んでみたのですけれども、そう書いてあります。これはやはり制限をしてゐるのです。ここでは「護身用具」と書いてありますけれども、ある意味では武器ですから、武器の携帯等についてはその歯どめがあつた。ところが、この場合には歯どめが何もない。ガードマンであれば、おれたちは護身用具を持つて歩くことが許されておるのだということになる。その護身

用具は何であるかという、一般人に禁止されてないものはみんな持つて歩けるというのです。バットを持つて歩いて悪いという規定はない。小刀を持つて歩いて悪いという規定はない。が、しかし、これも使ひようによつては凶器になることは間違ひない。しかし、一般の諸君はこういう必要なものはお互いが持つて歩かない。ところが、ガードマンに限つて護身用具を持つてよろしいということに、ここに法律で規定されてしまひますとどうなるか。しかもそれが、職務中、あるいは一時間なら一時間のうちに会社のまわりを一回り回つて、帰つてきたら事務所へ置きなさい、間は持つて歩いてはいけませんぞという厳密な歯どめというものがここにはほとんど見当たらない。

この法律をこのまま読んでみると、ガードマンであればいつも護身用具を持つて歩けるということになる。これは一体どうなんですか。これを広く解釈すれば、そんなことはないのだ、ガードマンだけでなくて、一般人だって、みな護身用具を持つて歩いたつて、銃砲あるいは刀剣等を所持してはならないとか、あるいは凶器を持つて通行してはならないという法律があるのだから、その法律以外のもは何でも持つて歩いていいのですよと言へば、法律上の解釈からいけば、そのとおりなんです。だからだれも持つて歩けることになつていくけれども、しかし、それをここでことさらに法律でこういう形にするというよりも、むしろこの際、護身用具というものはどうしても必要なんだ、夜中にも回るのだから、どういふばか者が出てくるかもしれないのだから、あるいは強盗犯がでてくるのだから、あるいは強盗犯というやうな連中がゐるのだから、そういうものと渡り合ふやうな危険は一般の人よりはわれわれは多いのだから、だから何か持つて歩かなきゃならぬのだというなら、それはそれでよろしいかと思ひます。しかし、その場合にも、常時持つてゐる必要はないので、そういう時期に遭遇すると思はれる服務中の時間帯においては、あるいは持つていてもいいかもしれない。しかし、こういう法律にび

しゃつと書いてしまつと、何か、ガードマンは特別の護身用具を持つて歩いていいというやうな権限を与えることになりはしないかと考へる。この辺はどう解釈されるのですか。

○本庄政府委員 十條につきましては、いわゆる護身用具を一般の人が法令の規定により禁止されているもの以外に持つてゐることは、これは先生のお説のとおりでございます。しかし、日本の現在の社会の実態をいたしまして、あるいは慣行をいたしまして、一般人が護身用具をぶら下げて携帯して歩くという慣習はございせん。しかし、ガードマンの仕事の場合にはその仕事の性格上、いわゆる護身用具を必要とする場合、いま御指摘のやうな夜間の警戒といったやうな場合には護身用具を必要とする場合が多いでありましよう、また、現実にはさういったものを使用している例もあるやうでございまして、さういった実態というものを法律上明確にした。しかし、一方、この第二項のほうで、法令で禁止されてないものでありまして、公安委員会が必要ない規制ができるやうにして、要するに範圍に限ることとしたものでございまして。したがひまして、第一項の「護身用具を携帯することが出来る」という規定は、先ほど申し上げたやうな意味でございまして、新しい権限を付与するといふやうな創設的な意味ではございせん。一項と二項とをあわせて総合して御解釈、御判断をお願いいたしたい、かやうに考へております。

○門司委員 一項のことを言つておられますが、本来から言へば、ここにしるしをつけておりますが、二項のほうは実は問題になるわけなんです。二項でこのことをきめまかつと、これもいわゆる公安委員会から許可されたものだといふ解釈が出てくるのでありまして、私の質問要項の中をこらんなればわかるのですが、二項のほうには普通のしるしよりは大いしるしがついてゐるのであります。これが問題になるのであります。いわゆる運用上の一つの大きな公安委員会の問題ということがここで考へられる。この護身用具について

は、さっき私が言いましたように、こういう菌とめでは何にもならない。さっきちょっとよけいなことを言ったように、明治の初めのときでも、サーベルを持って歩いてもいいという規定があつても、これはいまの警備に当たる一等巡査以上でありまして、これらの諸君でも、それは勤務中だけだ、あとは持って歩いてはならないという菌とめがちゃんとある。そのころのおまわりさんというのは、ほとんど全部武士階級でありますから、二本さしはやめたからといって、棒を持って歩くというのはおもしろくないからというように議論があつたらしいといふことは解釈の中に書いてあるものであります。だから今度は刀を持たせただといふことが書いてあるものであります。そういう経過をずっと見てまいりますと、この十条の一項、ことに二項といふものについては、警備員に対して「公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる」といふことであつて、公安委員会の責任制といふものがはっきり出てきています。これはこれまで書かなくてもよろしいのじゃないか。どう考えても書き過ぎだ。一般人は自由に護身用具は持てるのでありますから、書かなくてもよろしいのじゃないかといふことが考えられます。こう書いてしましますと、公安委員会としても一体どの辺までこれを認めるのか、どの辺までこれを許可すればいいのかといふことになつてまいります。これは明らかに警察業務の範疇に入らざるを得ない。公安委員会自身の職務といふのが、公安を維持するための一つの警察業務の仕事をやつておることに間違いがないのであります。

そこで、時間が少し過ぎましたので、公安委員長にお聞きをいたしておきたいのであります。公安委員長のお考えとしてどうなんでしょうか。先ほどから申し上げておりますように、護身用具といふようなものがこういう規定でいいと考えられるのかどうか。同時に、具体的には一体どういふものを考えているか。ここで「都道府県公安委員会規則を定めて」と書いてありますが、一体どういふものを予測されておられますか。それと同時に、公安委員会がこれらのものを許可するといふことは、一般の人との差別ですね。さっき言いましたように、逮捕の問題でもそうなんです。何も、ここに逮捕といふようなことをとさういふ言わなくたってよろしい。現行犯に対する逮捕はだれでもできることになっておりますので、ことさらにうたわなくてもよろしい問題である。それから、こういう形で「護身用具」といふようなことをとさういふ言わなくともいい。禁止せられていふものはおのずからあるものでありますから、それ以外のものは一般人でも持てるのであるから、ことさらに書かなくてもいいじゃないか。いわゆる許可とかなくともいいじゃないか。書くならば、護身用具は警察法に定められておるものあるいは禁止されているといふようなものを使つてならないことはわかつてゐるのでありますから、そういう規定を念のために書くといふなら、むしろまた一つの方法であらうかとも考えられる。

公安委員長にお聞きをいたしたいのは、いま申し上げましたように、「都道府県公安委員会規則を定めて」と書いてありますので、あなたの方で、これは指示されるものであると私は考えておるが、公安委員会として、一体どういふ範疇のものをこの十条の二項で考えられておるのか。その辺をひとつ聞かせておいていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、ついでだから申し上げておきますが、ここで「護身用具の携帯を禁止し」と書いてありますが、この「禁止」に当たるものは一体どういふものかといふこと。これはおそれなく、いま法律で定められておるところの、持って歩いてはならないものを持って歩くといふことにならうかと私は思ふ。さらに、ここに「制限」と書いてあるのは、やはり、警棒のようなもの、拳銃のようなもの、つまり、警察官のいま持っているようなものは困るということに当てはまるのではないかといふこと。一応法律だけ読んでみればそういうことがわかるのであります。念のため公安委員長から、ここではどういふことをお考えになつてゐるのか、どういふことを指示されようとするのか、その点をひとつ……。公安委員長にこんなことを聞くのは少し無理かもしれませんが、長官の代理と言つて公安委員長はおられるかもしれませんが、長官がおいでになれば一応長官に聞くべき事項だと私は思ひますが、事務的な事項だからと思ふのであります。一応公安委員長から念のために聞かせておいていただきたい。

○中村国務大臣 警備業に携わつておる者が持つ一つの護身用具といふものです。そういうものは、やはり、特別に一般の人に脅威を与えるような限界を越えちゃいかぬといふことであつて、法によつて持つてはならぬといふことが定められておるものを持つてはならぬことは当然でございますが、人数等がかなり多い場合に、棒のようなものでも、長い棒といふようなものをみんなそろつて持つておるといふことになれば、これはやはり一般の人にはかなり威嚇的な感じを与えるおそれがあると思ひますので、そういうことにならない範囲。具体的に言いますと、警察官が持つておる警棒程度のものぐらひではないかといふように考えてよいと思ひます。

○門司委員 この辺は警察法との関連ですが、ほんとうに考えてもらふ必要はあるのであります。警察法にしても、ピストルを行使する場合は、あるいは警棒を行使する場合、具体的にある程度事例が示されておるはずなんです。また、そういう場合におけるものは、必ずしも単独だけの判断でなくて、警棒を行使する場合には、その部隊の責任者といふような人の一応の情勢判断のもとに、そういうものを行使することができような指揮命令系統がある程度はつきりしている。責任といふものはつきりしている。しかし、正当防衛の場合、あるいは犯人をどうしても逮捕しなければならぬ場合にピストルを撃つたといふことは、きょうかきのうかの新聞にも書いてありましたが、そういう場合もあり得るかと思ふ。正当な警察権の行使といふことが考えられる場合があり得ると思ふ。こういうことはおのおのそういうことが書いてある。それからある程度の規制がないで済む。しかし、この場合には何にも規制がないで済む。だから、私が聞いておりますのは、要するに護身用具の行使の場合といふようなものをどういふふうなふうに考えられてゐるかといふことです。

○本庄政府委員 護身用具の行使につきましては、これはまさに自分の身を守るためのものでございまして、よく言われます正当防衛、緊急避難といふた一般法理に従つて使用されるべきであるといふことは当然でございます。

○門司委員 委員長からの催促もありますので、もう少し聞かなければならぬものもあり得るけれども、これ以上聞きませんが、実際の問題としては、護身用具といふようなものについて、護身用具といふのは一体何かといふこと、どういふものを許すのかといふことは一つの大きな問題なんです。そうして、これは持つていいといふことになりまして、その場合、間違つて行使をしたといふような場合、あるいはさつきから申し上げておりますように、年百年じゅう持つて歩いていいといふ制限がありませんから、警備員であるといふことになれば常時持つて歩いてよろしい、いわゆる職務についている場合とかどうした場合といふことが——さつき古い例を言いましたけれども、昔ですらそういうことをちゃんとワタシを一応はめておつた。しかし、いまの警察官は常時警棒を持つて歩いてよろしい。しかし、これを持つて歩いていいという規定は、私はどう考えても行き過ぎだと思ふ。書かなくても、護身用具といふものは、おのおの自分の身を守ることに法律に許された範囲で持つておることでありまして、持つべきものである。常識的に考えられることである。これを逆に、ガードマンはそんなものを持つて歩いてはいけないという規則を

せんか。

○中村国務大臣 私はそのういうふう言っておるのではありません、社会情勢の現在の状態から、そういうものが自然に個人の権利を基礎として生まれてきたので、何も金のある者だけがという事ではないのですが、こういうことが自然に生じてきたことは事実であって、それがだんだん行き過ぎの傾向にありますので、行き過ぎの傾向にならぬようにこれを規制しようという発想でこの警備業法案というものは生まれてきた。かように御理解願いたいと思います。

○林(百)委員 私が、結局金のある者が警備業者と契約を結んで、自分の保護を求めるといふ名目のもとに警備権を買い取っているにひとしい事態が起きておると言うのは、一つは、世論で、警備業を規制すべきだという意見が九三・二%もある。という事は、そういう金のある者が警備業者を雇用できるということではなくて、むしろ一般の民主的な権利が侵害されるという事態が起きているところの警備業者を取り締まってもいいという世論が出てきている。さつき中村公安委員長が言われたように、行き過ぎという事態ですね。行き過ぎということがある。一方で会社の資本があり、一方で労働争議がある。一方で、自分の土地や財産を空港に強制的に取られようとする。それを一方で防ごうとする。そういう市民的な権利の擁護をする側に対して、金や権力を持つておる側に常に警備業者が立っておる。そういうところに、一般の国民からむしろ警備業を規制してもらいたいという意見が出てくる根拠があるのじゃないか。それから、公安委員長の言われた行き過ぎの事態も起きてくるので、規制という事は——それはことばとしてはそうですが、法案の内容から言えば、事実はそのようになっておらないわけですね。

そこで、私は、現実に警備業者の起こした問題を振り返ってみますとどういふ事態が起きているかという、労働争議等に介入した場合には必ず紛争を起しているわけですね。四十五年八月十

九日に第一糖業宮崎営業所の争議、四十五年十二月十四日に宮崎放送の争議、それから四十五年に時事通信社の争議、四十五年五月に報知新聞社の争議、四十五年四月に那珂湊市のガードマン採用事件等があったわけですが、これはさつき政府側が説明をした事案です。さらに、四十五年八月にゼネラル石油精製製油所の争議、四十五年十一月に大阪のヤマト鍍金の争議があり、四十六年六月に大阪の細川鉄工所の争議、四十七年、ここの一月から三月の東京の教育社の争議、以上、いずれも、会社側がガードマン数十名を使用し、組合員に対する暴力行為あるいは立ち入り、就業の実力阻止などをし、組合側は、凶器準備集合罪あるいは暴力等処罰に関する法律の違反等でガードマンを告訴している事件が多いわけですね。

それから、市民運動や学園紛争等に関するものとしては、四十五年二月から三月の成田空港第一次代執行の際の事件。このときには、社会党の国会議員に対してまでガードマンが暴行を起しておる。さらに、四十六年の五月二十六日には、チソ株式会社総会において、一株株主への襲撃事件がガードマン四百人によって行なわれておる。四十六年九月から十月には、神奈川大学事件で、ガードマン六十人が、すわり込み学生約七十人を学外に追い出すような事態を起している。先ほど門司委員からも実例の指示がありましたけれども、私のところへも内外タイムス労働組合から手紙が来ておりまして、内外タイムスと同じ資本系統の大阪日日新聞——これは社主が内外タイムスと兼任であります、大阪日日では、春闘要求中の去る四月二十七日——これはここの四月二十七日ですよ。この法案が国会で審議されている最中に、まっ昼間、暴力ガードマンを社内に入して、組合員をロックアウトして、女性を含む二人にけがを負わせたという暴挙に出ている。この法案が出て、国会で審議しているのに、現にこういうことがガードマンによって行なわれているわけなんです。そのガードマンに対してどういふ規制をしておるか。むしろ権限を与えておる。た

たとえば今度警備業法が設けられることによって、こういう法律的な裏づけによって業務上こういうことをやっているのだという法的な根拠を与えることになるのではないかと、そういう口実が設けられることになるのではないかと、いふように私は思っています。ガードマンが介入して、ほとんどそのたびに事件を起して、労働争議に労働者の基本的な権利が非常に侵されているわけですから、この法律を立法する過程において、労働省としてはどういふ意見を持っていたのですか。こういう立法に賛成したのですか。

○岸説明員 ただいま先生からいろいろとお述べいただきました事案については、これは、私も、私もよく承知をいたしております。もちろん、これは申すまでもないことでございますけれども、労働関係の、特に労働条件等の問題につきまして、労使が平和裏にお互いに交渉をして、最終的に問題を解決していくというのがたまたまございまして、それらの中に、いわゆる第三者が関与するということはできるならば避けていくべきだというふうに私も基本的には考えております。しかしながら、先ほど来いろいろと申し述べられておりますように、一面、使用者の、あるいは企業者の財産権の保護という問題もありまして、当然、使用者といたしましては、法律上、そういうものについてみずからいわずに権限と権利を守るといふ、そういう面もあるわけでございます。したがって、シャットアウトしてしまふという事は、法的に、また事実上の面から申しましても必ずしも問題があるとは思いません。そこで、労働省といたしましては、こういう労働関係に、特に争議時におきましては、従来の例から言いましても非常にトラブルが多々ございまして、それに関与することはきわめて慎重でなければならぬけれども、全くそれを排除をするということには非常に問題があるだろう。しかしながら、正当なる労働者の権利は当然守られるべきでありまして、争議

権におきましても、正当な争議権の行使に対して干渉するということは絶対に排除するということで、八条の規定を設けたような次第でございます。

○林(百)委員 そうすると、労働省としては、この八条の規定に対して、これは各委員からも説明がありますけれども、憲法で保障されておる労働三権を侵すようなことがあってはならないということをお記されたほうが、労働省の見解はもつとはっきりするのじゃないですか。

それからさっきのあなたの御説明の中でわれわれが納得できない点は、たとえば団体交渉というのは、本来少数の会社側と多数の労働組合とが交渉するわけなんです。そういう場合に、一方の会社側に、六尺棒を持った、警棒を持ったりするようなガードマンが四百人も五百人も、会社の財産を守り、会社の役員の身体を警備するといふことで並んでいたとすれば、それは明らかに公正な団体交渉に対して威圧を加えることになるのじゃないですか。そして、ロックアウトをするに ついても、現に働いている労働者に対して、警棒を持ったガードマンが来て、なぐり、けり、警棒をふるって、そしてロックアウトをするというふうなことがあれば、これは正当な使用者側の権利の行使にならないのじゃないですか。だから、そういう場合は、これは警察というものがちゃんとあるのですから、警察によって保護を受けなければならないのであって、本来、あなたのいうように、正常な形で労使が交渉すべき場合に、ガードマンが警棒を持って、警察類似の制服を着て資本家側にいたとすれば、それは正常な団体交渉を妨げることになるのじゃないですか。だから、少なくとも八条にはそういうことを明記させるべきじゃないですか。そういうことを主張なさったのですか。しなかったのですか。

○岸説明員 まず、具体的な事例をお出しただいたわけでありまして、これはやはり個々の事例によっていろいろと判断が違ってまいらうと思ひます。しかしながら、一般的に申しますと、

平常裏に行なわれるべき団体交渉の中にそういうようなガードマンが導入をされているという事態は、これはやはり私どもとしては好ましくないし、また、当然八条の規定の適用される場合が非常に多いのではないかと懸念をしております。ただ、現在の八条の規定では、「団体の正当な活動に干渉してはならない。」とあって、この場合の「団体」には当然労働組合が入るわけでございます。したがって、非常に広く書いてございすけれども、労働組合のみならず、あらゆる団体についての正当な活動には干渉してはならないという、こういう意味でこの規定が置かれておるのでございます。労働組合についてこれを申しましたならば、ただいま先生がおあげになりましたような事例は、当然、この八条によって十分にカバーをされるというふうに考えております。

○林(百)委員 しかし、この八条は「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」とありますけれども、労働者側は正常な形で団体交渉しているのに、会社側が自分の身体に危険を感じると考えれば、今度は、金を出せば、私的な契約でガードマンを雇うことができるわけなんです。そうすれば、正常な行為かどうかという判断は後になって、十四条の「指示」あるいは十五条の問題になるとも思いますが、それは、公安委員会が認定をするまでは非常な時日を要するのであって、その間に間に合わないのじゃないですか。だから、正常な団体交渉、労働運動を金の力によって破壊させるような契約を結ぶことを法制化するような、こんなことをする必要はないじゃないですか。そしてまた、こういう立法をすれば、これはもう警備業法によってできるのだということになるわけなんです。労働者としてはいままでの事例からいって、むしろ警備業を取り締まる規定を、そして、警備業者がいままで行なっていた行為を制限するような立法をすべきものであると考えるわけなんです。

そこで、法制局にお尋ねしますが、この八条に違反した場合は、罰則の適用はあるのですか。

○林(信)政府委員 先ほど門司委員の御質疑に対して保安部長が答えましたように、十四条、十五条の適用はございしますが、直接罰則の規定はございせん。

○林(百)委員 労働省、そういうように直接罰則の規定はないわけですね。そこで十四条、十五条でもつけようですが、十四条の適用があり、十四条の適用によって、十五条の適用ですか、二項ですか、どちらが適用があるのですか。当然十五条の適用があるでしょう。

○本庄政府委員 十五条につきましては、「この法律に基づき命令若しくは第十條第二項の規定に基づき都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合においては、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業務者が前条の規定に基づく指示に違反したとき、したがって、この法律に違反した場合は、それから前条の規定に基づく指示に違反した場合、この両方の場合が十五条の適用があるということになると思ひます。

○林(百)委員 そうすると、いま言ったように、団体交渉等にガードマンが雇われて労働組合に不当な干渉をしたという場合に、まず十四条でどういう指示をするのですか。

○本庄政府委員 態様によっていろいろな指示があるかと思ひますが、ここに、「当該警備員を警備業務に従事させない措置」というのが例としてあげてありますが、それ以外に、警備実施についての教育をもっと十分にやらないというふうな措置、その他現場の態様に適応した措置をとることを指示する。かようなことになるかと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、八条に違反して労働組合の正当な労働運動に介入、干渉したような場合は、直接十五条の一項にはこないですが、十四条の措置を経なければいけないのですか。

○本庄政府委員 これは、先ほどから申しますように、八条の正当な活動の干渉にもいろいろな態

様があると思ひます。非常に軽い場合、あるいは非常に重いといひますか、悪質な場合、あるいはその中間の場合、したがって、いわゆる重い場合、指示権の発動よりも直ちに営業停止を命じたほうが妥当であると判断されるような事態の場合には、直接十五条を発動するということがあろうかと思ひます。

○林(百)委員 そうしますと、十五条の適用をするためには、やはり十六条の公安委員会の聴聞をしてそれから「停止を命ずることができる。」というものであつて、命じないこともできる。命じなくてもよろしい。これは停止させるということに決まっています。そういう解釈ですか。

○本庄政府委員 文理上は確かに、「できる。」ということですから、そういう権限を与えたというところになるかと思ひます。しかし現実の問題といたしまして、そういった八条に違反するような事態があった場合には、条理上は、そういう指示をする、あるいは営業の停止を命ずるといふことが当然の措置であらうかと考えております。

○林(百)委員 十五条の二項は、かりにあなたの言うように適用があるにしても、解散は適用がない。そうすると、労働争議に不当な介入、干渉をしたという場合は、十五条の一項の六カ月以内の停止ができるということで、二項は適用はないということになるわけですね。

○本庄政府委員 正当な活動の干渉だけでは、十五条の二項の適用はございせん。

○林(百)委員 そういう場合に、結局、そういう正当な労働運動あるいは市民運動等に介入をして、その警備業者を解散させることもできない、廃止をさせることもできない、停止程度だ、それも六カ月の期間以内だ、しかも、十六条によって聴聞を経なければならぬ。こういう段階を経て入ってくるのができないというふうな事態がある場合に、労働者としてはどうしたらいいのですか。労働省にお聞きします。

〔委員長退席 大石(八)委員長代理着席〕

非常に長い期間がかかる、ところが、会社側が称するロックアウトというものは現実に行なわれてしまつてゐる。そして、そのロックアウトにガードマンが介入して、それが不当なものであるならば、警備業者に一定の措置を十四条、十五条ですということは、聴聞を経て、しかもまた、停止をさせる場合もさせない場合もあるわけですね。そういう長い期日を経るのに、労働者側はもう権利を侵害されているという場合には、どういふ救済の方法があるのですか。

○岸説明員 ただいまの御質問、先生の御趣旨に必ずしも合つた答弁ができるかどうかわかりませんが、そのロックアウトが合法的に行なわれているという前提に立ちますと、会社側といたしましては、その対応的なロックアウトによつて、当該場所に対して、争議中の組合員が中に入ることを阻止することが当然であるわけでございます。

そこで問題は、そういうようなロックアウトをかけた場合に、ガードマンが一応会社側の委託を受けて警備をする。その際に、組合員のほうで、これに対して反動的にデモ行進をやつたというふうな場合には、問題が非常に微妙になつてまいります。一つは、労働組合のほうのデモ行進あるいはデモ行為といふものが、平和かつ平和的に、かつ正当な権利の行使として行なわれているという場合に、もしもガードマンがそれに対して干渉するということになりますと、これは、先ほど来申し上げておりますように八条の規定に該当してしまつてゐるわけでございます。ただ、ロックアウトされている事業場がもしも正当性があると認定をされれば、やはり、組合員としてはなかなか入るわけにはいかないわけでございます。そういう点について、もしも無理に入るといふ状態になりますと、そこにトラブルというものが起きてくる可能性があるのでないかと思ひます。

問題は、先ほどの十四条あるいは十五条の指示が非常に期間がかかるじゃないか、それに対してもっと迅速に救済する方法がないかというお尋ね

でございます。一般に、労使関係において労働争議が起きてロックアウトをかけられるということになりますと、これは答えが長くなってしまうのでございませうけれども、使用者側としては、当然、いわゆる対応的な措置がとれるわけでございまして、やはり、その範囲内で警備業者も措置をしなければならぬのであり、攻撃的な行為というものは八条の規定に該当する。また一面、私どもは労組法の七条の規定を持っておりまして、もしも正当な組合活動に対していわゆる介入をする、あるいは不当なるロックアウトをかけるという場合においては、これは別に使用者側の不当労働行為として、労働委員会が救済をする。こういうことでございませう。

○林(百委員) ですから、そういう正常な労働運動あるいは組合活動であるかどうかということの判定を非常に混乱させるようなガードマンという上のようなものを、法的に設ける必要はないじゃないですか。もし、会社側が財産に不安を感じ、あるいは会社の首脳部が身体に不安を感じるなら、それは警察に救済を求めればいいじゃないですか。ガードマンというものが介入したために、そのロックアウトが正当であるかどうか——これは国家権力の行使じゃないので、私権の行使なんです。それから、そのために事態が非常に混乱してしまうわけでしょう。だから、労働運動というように、本来労使間で対等に行なわれるべきものに対して、そういう警察権を行使するようない、しかもそれが、私人として、あるいは私的な契約によって行使するようない、そういうものを介入させることを労働省としてはやめさせるべきじゃないですか。これがやはり労働者の要求でもあったんじゃないですか。どうですか。労働省がほんとうに労働者の立場に立つとするならば、こういう金によって、私的な契約によって、そして私的な警察権を行使するようないものが、本来対等な形で行なわれるべき労働運動に介入してくるということは一、その事態を混乱させることになるじゃないですか。だから、労働省としては、そういうものにつ

いては、むしろ、警備業者がそういうものに介入することは正しくないんだということをもっとはっきり明記させるように努力すべきじゃないかなのですか。そういう努力はなさったのですか。たとえば、憲法に規定されておる労働三法の権利を侵害するようなことをしてはならないということ、立法の過程において労働省としては主張をなされたのですか。あるいは主張したけれども、警察側のたつての要望に押されて、そして、こういうあいまいな八条というように、何かわからないような訓示規定で終わってしまったのですか。この点はどうかですか。

○岸説明員 先ほどの私の答え、あるいは十分でなかったかと思いますが、私も私どももいたしまして、具体的に起きております事例でありますとか、あるいは、組合側でそういうような御意見のあることもよく承知をいたしております。それで、先ほど申し上げておるように、労使関係に第三者が介入をしていく、あるいは関係してくるものが好ましくないということ、これは私どもの基本的な態度でございませうけれども、一面、先ほどの、違法の状態が起れば警察に頼めばいいじゃないかということ、これは御指摘のとおりでございませう。ただ、問題は、使用者あるいは使用者側といたしまして、みずからのいわゆる権利をみずからの力で守っていくという、そういう立場があるわけでありませう。それとの調整を考えますと、やはり法律的には、ただいま八条にございませう。正當なるいわゆる労働組合の活動に対しての干渉を排除すれば、私ども労働省の立場としては、これはそれで十分であると、かように考えるわけでございます。

○林(百委員) それでは、午後にはいたします。

○大石(八委員) 代理 この際、暫時休憩いたします。

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる警備業法案を議題とし、質疑を続行いたします。林百郎君。

○林(百委員) 本会議前の私の質問で、この警備業法による警備業者が警察の補完的な役割をするものではないかという質問をしたわけですが、調査資料の中の毎日新聞の例によりまして、「ガードマンを厳しく規制せよ」とありまして、サンケイ新聞によりまして、「甘すぎるガードマン法」として、「私設警察化」がエスカレート、治安の乱れと警察不信をまねいたのではなかったか。というように、「私設警察」というようなことばもあるわけでありませうが、こういう警察の補完的な役割、あるいは警察にかわる実力部隊、そういう心配というか、懸念が私たち非常にありますので、そういう観点から本会議前の質問をしていただけてございませう。

そこで、八条がやはり何となく問題になるのであります。具体的に、たとえば労働争議なり市民運動、あるいは空室会社の株主総会等における事態のようなときに、この八条の「正當な活動」ということの判断はだれがするわけなんですか。だれによって決定されるのでしょうか。たとえば、団体交渉をしている、労働組合のほうは正常な団体交渉をしていると考える、会社側のほうは身体に対する危害の発生を警戒したいと考える。そういうことになるようなことになった場合、そこに警察でもいれば、公権的な解釈が一定そこでぐくまれるわけですが、警備業者は別に公的な機関でもないわけですから、一人として、一人以上の特別な権利を与えられているものと考えてはならないという規定であるわけですか。この判断はだれがすることになるのでしょうか。保安部長、どうでしょうか。

○本庄政府委員 団体の正當な活動であるかどうかの判断、これは、むずかしく申しますれば、法律的には、最終的な判断は裁判所ということになると思いますが、そこへ行くまでにいろいろ、たと

たとえば、この法律に基づいて権限を持っております公安委員会の判断という段階もございませう、あるいは、先生がおっしゃいましたように、警察官が現場において、状況を見て、正當であるかどうかどうかということとを判断する場合もあると思ひます。また、法律上の判断ではないにいたしまして、事実上の判断といたしまして、現場における関係者、すなわち、いわゆる警備員の幹部なりあるいは個々の警備員といった現場の人間の判断、これは判断と申しまして、法律的な判断ではないと思ひます。むしろ、その者としての事実上の判断であろうかと思ひますが、法律的には公安委員会、あるいは究極的には裁判所、と、こういうことにならうかと思ひます。

○林(百委員) そこに警察官がいないというような場合ですね。最終的には、時間をかければ、裁判所や公安委員会の判断、聴聞会もあることですから、そういうことにもなるでしょうけれども、その場に、この八条の「正當な活動」というようなことを警備業者の方が判断するということになると、警備業者が有権的な解釈をして、そして警察権を行使するわけでしょう。一種の警察権を、私的な警察権として、実力を行使するとか、そういうことになるわけでしょう。そういうことは許されるのでしょうか。警察のような公権的なものなら話は別ですが、私的な、特別なものであれば、ここにもありますように、「特別に権限を与えられているものでない」という八条の前提がありますね。こういう条項があるのに、一種の事実上の警察権を行使する。その行使の判断を警備業者が持つということとを許していいのでしょうか。だから、こういうものでなくて、私の言うのは、そういう場合には、警察官が本来警察法によって個人の自由や身体や財産を守る義務があるんだから、警察と連絡をして、警察官が来て、警察官の判断を待たばいいということなんです。私はそう思うわけなんです。そうでなければ、何ら特別な権限を与えられたはずでない一市民である警備業者の判断によって、たとえば団体交渉をしている場

合、あるいはチツソ株式会社の株主総会をしてい
る場合、あるいは日照権問題で、ある建設業者と
市民が交渉している場合、実力的な排除をするこ
とを許しているのでしょうか。

○本庄政府委員 警備会社の幹部なりあるいは
個々の警備員が警察官のような権限行使活動を許
されたいということは、これは当然でございまし
て、警察官の場合は、御承知のように、警察法そ
の他の関係法規に基づきまして正当な権限行使行
為を行なうわけでございまして、警備員につきま
しては何らそういう権限が与えられておりません
から、そういった行為を行なうことは絶対に許さ
れません。警備員の行なう行為といたしましては
、けざほど承知しております、いわゆる自分の
身体あるいは財産を守るという固有の権利に基づ
く管理者の管理行為、それを委託を受けておるわ
けであります。その管理行為の限界内にとどま
るべき行為はやれるわけでございまして、それを
逸脱した行為というものは許されたい、かように
解すべきものと思ひます。

○林(百)委員 理論的にはそうですが、現実の場合
、たとえば労働組合が団体交渉をしている場合
、かりに、保安部長の言うとおりに、会社側の
役員が身体に対して危険を感じたと判断して、実
力で労働組合を排除してくれ、これは自分の身体
を守るための固有の権利の発動だということをし
て、その場合に、それがもし正当でない場合、要す
るに組合活動に干渉するような事案の場合に、私
的契約で雇用契約で雇われているから、正当でな
い場合でも、会社の役員にそう言われれば実力行
動に出なければいけません。実力行動に出る
というのには、警察権を行使するということなん
です。本来、ガードマンがいなければそういうこ
とは起きないわけなんです、それは警察に連絡し
て、警察が判断すればいいことなんです。ところが
、ガードマンが判断するに、そこで実力の行使
がされてしまうわけでしょう。しかも、それが正
当な行為でないといった場合に、そういうことが
されても、それはその場では許されることになつ

てしまうじゃないですか、有権的な判断ができな
いのだから。

○本庄政府委員 御設例のような場合における警
察官の実力行使は、先生のっしゃいますような警
察権の行使ではないというふうに考えます。警
察権の行使というものは、あくまでも、警察官が関
係法規に基づいて職務執行を行なうのが警察権の
行使であると考えられております。したがいまし
て、警備員が、形の上では警察官が行なうような
実力行使という形での活動を行ないましても、こ
れは警察権の行使ではございせん。あくまでも
、事実上の行為でございまして、行為の態様により
ましては、その行為が刑罰法令に触れて違法にな
るといふことがあろうかと思ひます。

○林(百)委員 ですから、あなたも認めているよう
に、形の上では警察権の行使といふことになる
、言うけれども、警察法の二条にちゃんと「警察の
責務」として「個人の生命、身体及び財産の保護
に任じ、犯罪の予防、鎮圧、六々の任務を」その
責務とする。」とあるのですから、もし会社側が
そういう危険を感じたら、本来そういうことを任
務とする警察官に連絡をすればいいのであって、
そこにまたまたガードマンがいるために、その
ガードマンは警察官がやることと同じことをやる
ことになりまして、これは警察官職務執行法から
いって同じことですね。警察官職務執行法に
よれば、警察官の判断によって職務を執行するわ
けですけれども、ガードマンの場合、あなたの
言うように、形の上では警察と同じことを、金で
雇われた自分の雇い主の判断と、それから何ら権
限のない自分の判断とでやることになってしま
うではないですか。そういうことが、憲法上保障さ
れている労働組合側の権利だとか、あるいは一株
株主の権利だとか、あるいはマンションについて
日照権の交渉をしている市民だとか、そういう者
の権利を金の力で侵すことになるんじゃないで
しょうか。中村さん、これはどうでしょう。私
はその点が非常に心配になるんですけれどもね。

○中村国務大臣 私は、いま御指摘のような場合
に、ガードマンが実力で排除するといふような行
為は、これはやってはならぬと思ひます。やは
り、実力行使は、警察に連絡をして警察の力をか
るべきであつて、ガードマンは、どこまでも守る
といふ姿勢から攻撃に出てはならぬと思ひます。

○林(百)委員 しかし、それは、あくまでも守るこ
とだけに徹しろと言つても、事実上、いままでの
例を見れば、私があげたように、全部ガードマン
が襲いかかっているわけなんです。決して守るん
じゃないんです。それをもつて正当防衛だとか緊急
避難だとか、そういうことはできるんだというよ
うなことを言つていますけれども、しかし、正当
防衛、緊急避難といふようなことを口実として護
身の器具を用いるといふことになれば、これは
もう警察官と同じ行為をする事になるんじゃない
でしょうか。守るだけでいい。守るだけで
なくて、積極的に行動しているという例がいろいろ
の場合に出ているわけでしょう。労働運動の場合
においても、あるいは労働組合の活動について
も、あるいは公害問題についても、そういう市民
運動についても出てきているわけでしょう。そう
いうものに対して、積極的にガードマンが襲いか
かるのをどうするんですか。その場では、正当な
行為として判断してやる場合、それはどうしよう
がないじゃないですか。

○本庄政府委員 ガードマンの行為は、あくまでも
も、本人あるいは第三者の身体、安全を守る、危
害を防止するといふことに尽きると思ひます。し
たがいまして、まあ、襲いかかるという表現がい
まございましたが、襲いかかるというのは、具体
的にはどういふ形態か。いろいろあると思ひます
が、まあ、一般的に襲いかかる、積極的に器具を
持ち、あるいは器具を持たなくても徒手で攻撃を
加えるといふことは、これはまず何らかの刑罰法
令に触れて違法行為になるものと思われましか
ら、そういった行為につきましては、当然その責
任を追及するといふことになるかと思ひます。

○林(百)委員 私の襲いかかることとは対
して自民党の委員のほうから私語があつたわけ
ですけれども、しかし、たとえばサンケイ新聞の世
論調査等によれば、ガードマンが警察官とよく似
た服装をしていることに對して、好感が持てない
とか、あるいはさらに、ガードマンと聞いてどう
いふ感じがするかと聞けば、「用心棒」「暴力団ま
がい」「横暴」だと言つたのです。それで、ガー
ドマンの規制を「必要だと思ふ」といふのが三三
二%、それから「用心棒」「暴力団まがい」「横
暴」が六六・六%。だから、ガードマンがいれ
ば襲いかかれる、しかもそれが、何ら正当な理
由がなく、納得できない場合に襲いかかれる、
だから、こういうガードマンは規制してもらいた
いといふのが世論じゃないでしょうか。そういう
ことに對して、この八条だけでは、何らの規制に
もならないといふように私は思ひます。むしろ、
世論の求めているところは、ガードマンを取り
締めることである。ガードマンの任務というも
のは、本来、夜警をするとか、あるいは守衛の仕
事をするとか、そういうものに限るのだ。どうし
てそういう立法をしないのでしょうか。そこがど
うしてもわからないわけです。こういうように護
身の用具を持つてもいいとか、あるいは第二条
の一項の四号までの任務を持つとかいふような
積極的な規定がある。それからさらに、業務の停止
の規定がかりにあるにしても、臆聞をして、をし
て警備業者に意見を述べたり、証拠を提出させる
といふような保護規定がある。これはむしろ警備
業者の保護規定じゃないですか。世論の望んでい
るところの警備業者に対する取り締まりに何ら
なっていない。いまでも権利が乱用されているの
だから、その乱用されている権利を縮小するよう
に取り締めてもらいたいといふこの世論が、何
らこの法律に反映されていないじゃないでしょ
うか。

○本庄政府委員 竊いわゆる警備業法の立法の趣旨
につきましては、数回の委員会でも申し上げてお
りますので繰り返しません、あくまでも、これは

最近のガードマンの実態を見まして、所要の規制を加えようというものでございます。その規制と申しまして、厳に過ぎず、また緩に流れずという、いわゆるモデレートな規制が必要であらうかと思ひます。私も、最近の実態を十分見まして、この実情に即する規制をこの中に盛り込んだつもりでございます。警備業者あるいは警備員の欠格事由、あるいは先ほどから問題になっております二条の基本原則、その他もろもろの規定があるわけでございます。そういう規定で、現在のところ、必要にして十分な規制ではなからうかと思ひます。それ以上やたらにきびしくするということとは、これはまた一方、見方を変えれば、営業の自由の制限でございますから、そういった意味において慎重に臨んでまいらなければならないという点もございまして。そうかといって、緩に流れては規制の目的を達せられないこともございまして、で、そういう点をよく総合勘案いたしまして、立法をいたしたつもりでございます。

それから、一言つけ加えますれば、ガードマンに関連するトラブル、いわゆる労働争議その他のトラブルが、先般御指摘のように幾つかあるわけでございますが、いままでの論議をしておりますと、何かもうガードマンというのは悪いことばかりしている、あるいは逆に言えば、何かトラブルがあった場合は、いつもガードマンのほうが悪いのかって悪いことをしているというふうな感じも、印象として受けるわけでございますが、いままでございました実態の中にはそういうものも確かにございました。しかし、ガードマンと対抗した相手方のほうが悪かったような場合とか、あるいは、正直申しまして双方五分五分といいますが、そういうふうに見られる場合もありまして、一口にトラブルと申しまして、その態様は千差万別でございます。しかしながらガードマンにつきまして行き過ぎがあったという事例も確かにございました。そういうことにかんがみまして、今後そのような事態が起こらないように所要の規定を設けさせていただいたという次第でございます。そ

ういった過去の事例につきましては、先ほど担当者のほうからも説明いたしましたし、なお御必要があればさらに説明する用意はいたしております。

○林(百)委員 この調査室の資料によれば、それは警備業者のほうでも全部悪いことをしているとは限らぬけれども、しかし、最近非常にガードマンのトラブルが多くなってきたし、それから、ガードマンの犯罪も多くなってきた。注意すべきことは、警備保障会社の経営者や役員に犯罪前歴者が少なくないことである。警察庁が昨四十六年三月、全国の警備会社三二社の経営者、役員(支社長クラスをふくむ)を調べたところによれば、七十七人が犯罪前歴者、うち二〇人が社長であり、罪種をみると、凶悪犯二人、粗暴犯二十九人、窃盗犯二人、知能犯二人、その他二人(以上は、エノミスト「ガードマンの虚像と実像」四十六年七月一三日刊による)といわれる。というわけですね。要するに、七十七人の犯罪前歴者のうち二十人がガードマン会社の社長になっているというのです。それで、たとえば、私具体的に伺いますと、日本の国で二つの大きい会社の一つである特別防衛保障会社というのがあります。これは知っていますか。この社長の飯島、これはどういう経歴の男ですか。

○本庄政府委員 実には、御質問にお答えする前に、特定の会社の特定の個人の名前が出て、それについての御質問でございますので、それにつきまして少し答弁を検討させていただきたいと思うのです。

○林(百)委員 これは一体どういうことなんでしょうかね。そんなことをおっしゃるなら、それではこういうことをお聞きしましょう。この国会で警備業法を審議しているときに、日本の国で、この資料によりまして三千人以上の警備会社が二つある。そのうちのひとつである。これは最もティピカルな警備業者だと思ひますが、その、日本で三千人以上いる会社のうちのひとつの会社の社長の飯島という人は、これは傷害、暴行、兇器準

備集合罪などで四回も検挙された男である。こういうことであって、それが社長をしているということになれば、この十一條にある「警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。」なんてことができると警察当局では考えますか。そして、この衆議院の調査室で出した資料だけを見まして、七十七人の犯罪前歴者が役員で、そのうち二十人が社長をしていて、この教育あるいは「必要な指導及び監督」をまかせる。そういうものに對して一般の市民が好ましくない感情を持つのは、これは当然じゃないでしょうか。

○本庄政府委員 先ほど、前科を有する者、あるいはそのうち社長自身がいわゆる前科者であるというものについて数字がございましたが、私のほうで承知しておる数字と若干違うようでございします。なお、先般承知しておりますように、私のほうでも、いまのところは法律に基づく調査権が必ずしもございませんので、私のほうの数字があるいは間違っておるかもしれません。私のほうで承知している限りでは、二十一社で二十七名、そのうち十四人が、社長自身がいわゆる前歴者であるというふう聞いております。先ほど申しましたように、私のほうの数字が必ずしも正確であるということは申し上げられませんが、一応そういうふうにして把握をいたしております。

こうしたものにつきましては、法案にございしますように、欠格事項の適用を受けて、この法律が施行されれば営業できなくなるというものの中にはあるわけでございまして、いろいろな諸規定、そういうもので厳重にチェックする。あるいは監督をしていく。また、その人的な排除だけでなくして、いわゆる前科者がやっていった場合も、その実施する警備業務の内容によってはいないものもあるでしょうし、また、前科者でなくても、警備業務自身のやり方自体がまずい場合には、この

法律によって規制をしていく。こういう考え方になろうと思ひます。

○林(百)委員 私は立法的な立場から質問をしているわけなので、その材料をいまあなたのほうに聞いているわけです。

それでは、特別防衛保障株式会社という会社があることはお認めになりますか。そして、それはガードマンを何人持っているか。

○本庄政府委員 特別防衛株式会社という会社は存在するようでございます。このガードマン数は、先ほど先生が約三千人とおっしゃいましたのですが、私たちのほうの資料では五十人くらいだというふう聞いております。なお、これは臨時のものもある場合もありますから、かなり弾力性のある数字ではなからうか、かように存じています。

○林(百)委員 では、その社長が飯島であるということはお認めにならないのですか。

○本庄政府委員 社長は飯島という人であるというふうには承知しております。

○林(百)委員 では、その飯島という人の経歴は調べられましたか。今度は、警備業法が通れば、もしかりに前科を持っておる者がやっておる警備会社は、これは廃止の命令も出さなければならぬような場合なのですからね。その飯島という人の前歴を調べておるのですか。

○本庄政府委員 経歴と申ししても、いろいろな経歴があるわけでございまして、いわゆる職歴もございまして、犯罪もございまして、それから住所歴というふうなものもございします。こういういたものにつきましては……(林(百)委員「警察経歴ですよ」と呼ぶ)犯罪でございします。犯罪経歴、略して犯罪と申しておりますが、これにつきましては、現在の制度からいたしまして、前にも申し上げましたが、正規に調査して、所轄庁から回答を求めるという制度が一般的にはできておりません。ただ、たまたま私たち警察の仕事をしておりますから、その資料によりまして、犯罪前歴者であるかどうかというふうなことはわかる場

合はあるわけでございます。

○林(百)委員 だから、わかつていいるなら飯島某の犯歴を説明していただきたいと言うのですよ。言えないなら言えないでいいですけど、わかつていいるが言えないのかどうかということですよ。

○本庄政府委員 犯歴があるかないかということにつきましては、正確には、刑罰の執行の所管庁でないといわれないわけでございます。また、先ほど申し上げましたように、警察の手持ちの資料でわかる場合があるわけでございますが、いま御指摘の人物につきましては、犯歴があるかないかということにつきましては、公開の記録に載る場所での御答弁はひとつごんべんいただきますと思います。

○林(百)委員 答弁できないならやむを得ません。

環境庁の方にずっと待っていていただいているので、ここでお尋ねいたしますが、たとえば四十六年六月三日、日根区で、日照権を守り、マンション建設に反対するという住民運動が起きていたときに、ガードマンが介入して暴力をふるって、そのために、住民の、公害問題などに反対し生活環境を守る運動に対して重大な支障を来した事例がある。また、昨年、チソンの株主総会にガードマンを雇って、いわゆる一株株主に暴行を加えて、負傷者も出ている。こういう事例があるわけなんです。こういう生活環境を守る運動、あるいは公害から人間を守るというような市民運動に対して、会社側がこういうガードマンを雇ってこれに介入するということ事態は好ましいとお考えになりますか。どうお考えになりますか。これを答えて、帰っていただいていいと思います。

○小泉説明員 いま先生が御指摘になりました日照権、マンション反対運動その他、これが必ずしもいま公害かどうか、環境権はどういう内容であるかという問題、これは全然別の問題かとも思いますので、あえて一般論ということでお答えいたしたいと思うわけでございますが、いわゆる警

備業者といいますが、ガードマンが住民運動を抑圧するといふような傾向がかりにありとせば、これは好ましいか好ましくないかという御質問と承知してお答えいたします。

いままで、従前におきましても、この警備業者に對しまして何らの法的規制もとられてなかったというふうなこともありましたために、御指摘のようない問題があるというふうなことも聞いておるわけでございます。私ももといたしましては、この国会にいま提案されておりますこのガードマン法、この運用という問題が二つありまして、一つは、実際にガードマンがどういふようなふうに行動されるかという問題、いわゆるガードマンの行動の運用といいますが、もう一つは、ガードマンの法律がどういふふうな運用をされるか、いわゆる事業者の運用と、それから法律の運用というふうな問題があるわけでございます。私も、事前にいろいろ警察庁と打ち合わせたわけでございますけれども、このガードマン法が個人とか団体の正当な活動に干渉しない、正しく運用されるということでありましたら、この法律というものも正しく運用される限りにおいては好ましいものではないかというふうにお考えはおるわけでありました。問題は、先生御指摘のように事業者なり何なりが実際にどういふふうなことをやるかということ、また別の問題かと思っております。

○林(百)委員 そうすると、環境庁としては、むしろ、そういう住民運動に不当に干渉のないような運営をされることを希望するわけですね。そして、ガードマンがそういうことをすることのないように、取り締まり的な立場でこの法案を運営されたいということですか。

○小泉説明員 私どもといたしましては、ガードマンがガードマン法の目的どおり正しく防衛的なことに活動されるということをお願いしておるものであります。

○林(百)委員 それではそれでけっこうです。それから、公安調査庁の方にも非常にお待たせをしたわけですが、ガードマン会社が、最

近の数字だと四百五十社ほどあるのですが、この四百五十社の会社のうちで、公安調査庁出身の社長というのがあるかどうか。調べてもらいになりましたか。

○大泉説明員 ガードマン会社の社長に公安調査庁の退職職員が就任しているという事例はございません。

○林(百)委員 それでは、それでいいでしょう。なければけっこうです。

次に、また、警察庁あるいは国家公安委員長にお尋ねしますが、警備会社の定款に「情報の収集、防犯器材の販売」とあるものは百五十社。ガードマンは約七千人いるわけですが、この情報収集という中の思想調査あるいは思想警備ですね。この調査の対象となっているものの思想調査が行なわれるような危険はありませんか。

○本庄政府委員 先生御指摘の思想調査というのがどういふ内容のものか、その用語だけでは必ずしもはつきりいたしません。私たちがいたしましては、今回規制の対象としたようなことをやるものを「警備業務」として対象としたしております。また、「定款」の二条に掲げましたようなことをやるものを「警備業務」として対象としたしております。外務省を兼業として行なっているものはかなりあるようにございますが、そういう思想警備といふものにつきましては、この法律のワック外でございまして、また、その思想警備といふものがどういふものかよくわかりませんので、その辺につきましましては正確なお答えはいたしかねる次第でございまして。

○林(百)委員 そうすると、定款の中にある「情報の収集」というものはどういふものかと考えていますか。そういうものは許されるかどうか。許されるとすればどういふ範囲にとどまるべきだと考えられますか。

○本庄政府委員 一口に情報と申しましても、経済的な情報、政治的な情報、各種あるわけでございますが、その会社の定款に書いております「情報」というのがどういふ種類の情報であるのか、

これは会社によっても違ふと思います。先般来何度も申し上げましたように、私たちが考えております警備業務の対象とするものは、そういういわゆる情報業務でございませぬ。二条に書いていますような業務を警備業務としてとらえているわけでございます。その情報業務の点につきましては、私からお答する限りではないのではなからうかと、かように判断いたしております。

○林(百)委員 昨年の六月一日の朝日新聞の夕刊に、私が先ほど例にあげました特別防衛保障の飯島社長の言が出ています。――これが雇用しているガードマンが三千人であるかどうかという点について、また、日本で二つの大きな会社の一つであるかどうかという点についても私は調査いたしました。あなたの言うようにいろいろ弾力性がありますから、これについて、私のほうも、ガードマンの人数と、それが日本の国で二つの大きなガードマン会社の一つかどうかという点についてはなお調査いたします。ここで確言はいたしません。いづれにしても、その飯島社長が、新聞に出ているところでもこういうことを言っているのです。『今後思想警備専門でいざい。警察が左翼勢力を抑え切れないので、われわれへの需要は伸びる。』これは朝日新聞にもちゃんと出ていふことですか。こういうことは許されるものですか。どうですか。

○本庄政府委員 思想警備という用語、表現がございましたが、この思想警備というのは、先ほどの特別防衛保障会社の定款ですか、あるいは広告等に出ておるといたしまして、この思想警備といふものはどういふものを内容とするのか、この辺がわからないわけでございます。あくまでも現象面にあらわれた警備業務の実態というものに基づいてこの法律の運用をやっていくということになるかと思ひます。

○林(百)委員 そういうことを警察ではあらかじめ調査しないのですか。それじゃ、たとえば情報収集ということを定款の目的にうたっている会社が何社あるか。これは調べていますか。

○本庄政府委員 そういったものを定款に掲げておるといふ会社はあるようでございますが、正確には、現在のところ、数字、資料は持っておりません。と申しますのは、今回の警備業法は、先ほど申し上りしております趣旨で立案したわけでございますので、そういった点についての正確な資料は必ずしも持ち合わせておりません。

○林(百)委員 警備業法を国会へ提案するのには、こういう重要な、場合によっては憲法に違反するような行為にも出まじき情報収集というように、それが定款の目的にうたつてあるとするならば、そういう会社が事実上どういふことをしておるかというのを答弁する調査も準備もなければ、立法者としての責任が果たせないことになるのではないですか。

それじゃ、昨年の六月一日の朝日新聞の夕刊で、飯島社長が「今後思想警察専門でいきたい。警察が左翼勢力を抑え切れないので、われわれへの需要は伸びる。」と述べている事実、これは知っていますか。これも知らないということになる。何も知らないでこの法案を出すということになるのではないですか。何か大事なことを聞こうとすれば、それは言えませんかという。それで、同会の審議でわれわれに何を審議しろと言うのですか。それじゃ、朝日新聞の記事については、あなたの方のほうで留意されましたか。

○本庄政府委員 朝日新聞であつたかどうかははっきり記憶いたしておりませんが、そういった趣旨の記事があつた記憶はあります。

○林(百)委員 それじゃ、内閣の法制局にお尋ねしますが、もし、警備会社がそういう情報の収集というのを定款の目的にうたつておいて、しかも、その行なう行為が思想警察専門でいきたいというふうなことであるとすれば、そういう警備会社というものは、憲法に違反したものであつて許されないものである、思想、信条の自由に対する重大な侵害を定款の目的の内容にしているわけだから、と思いますが、その点は法制局としてはどう考えますか。

○林(信)政府委員 非常にデリケートな問題でございますが、先ほどの情報の収集という程度でございいますれば、これは適法な方法はいろいろあるかと思ひます。ただ、思想専門に調査をするということとはたしてあるのかどうか、私はわかりませんが、かりに憲法で保障されておる思想の自由を侵害するということをする会社があらますれば、それは相当問題であらうかというふうに存じます。

○林(百)委員 そうすると、この飯島社長は、「今後思想警察専門でいきたい。」と言つて、それはイコール「警察が左翼勢力を抑え切れないので、われわれへの需要は伸びる。」というのだと言つていますけれども、こういうことを実際行なつては警備会社がもしあるとすれば、これはこの警備業法の何条で取り締まるのですか。

○林(信)政府委員 ちょっとかわつてお答えいたしますが、警備業法自身は、ただいまの案ではそれは対象になっておりません。ただ、かりにそれが会社でございまして、商法の五十八条によりまして、会社の設立が不法の目的をもってなされたときというふうなことで解散命令という方法があるかと思ひます。

○林(百)委員 警察庁に聞きますが、警備業法自体では、いまのような会社があつても、別にそれを規制する方法はないわけですか。

○本庄政府委員 その思想警察という用語の内容が、いま法制局の林部長が説明しましたような、そういうた不法目的を持って設立された会社でありまして、この法案の二条の「警備業務」に該当する警備業務を行なつていないものにつきましては、この法律は一応関係がない。こういうことになるとなるわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、関係がないということになると、それが警備業者の名をかりて警備業者だと称していたとすれば、どういふ取り締まりをするのですか。——こういうことです。もう少し詳しく申しませう。四条の「届出」ですね。届け出は認可制じゃありませんから、ここにも一

つ問題があると思ひますが、届け出をして、その定款上の目的に「情報収集」というのがある。これはまだは許される。そして、実は、いま言ったような思想警察を専門に行なうと称して左翼を抑えたい。自分の力で押えていく。こういうことを目的としておれば、どういふ取り締まりをするのですか。取り締まりの対象外ですか。

○本庄政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、この二条に定義をいたしております警備業務を行なつていない会社につきましては、この法律の適用外ということになります。

○林(百)委員 そうすると、そういう憲法違反の重要な事項を警備業者の名において行なつていて、警察ではこれを手放して見ているということになるのですか。

○本庄政府委員 ただいま申しましたように、この警備業法のワケ外ではあると存じます。しかしながら、その当該会社の行為が他の法令に触れる場合は、その他の関係法令によつて措置をする。かようなことと思ひます。

○林(百)委員 中村国家公安委員長、いま言ったような警備業者と称してあるある会社、すなわち特別防衛保障会社の飯島社長が「今後思想警察専門でいきたい。警察が左翼勢力を抑え切れないので、われわれへの需要は伸びる。」と言つてい

○中村国務大臣 私は、法律のほうはきわめて弱いのでございしますが、いま林委員の指摘をなさるようなものがあるれば、それはやはり別な法律で規制していくことになるかと思ひます。

○林(百)委員 だから、別な法律で規制するということはいいんですが、警備業者の名においてそ

ういうことが公然と行なわれていても、警察としては手をこまねいているのですか。警察としては、この警備業法ができると、いろいろの届け出もあるわけですし、それから、立ち入りをしていろいろの調査をする権限も一応は規定されているわけですが、そういう権限は行使しないのですか。

○本庄政府委員 警備業者という名前を使つておりませんが、あるいは警備業者という名前を使つていなくても、国の法令に触れる行為につきましては、その法規に従つて警察として所要の取り締まりをやるといふ方針は、これはもう先生も御案内のとおりかと存じます。

なお、先ほどから申しますように、この警備業法の対象といたしますのは、二条の「定義」に書いてございいます警備業務を行なう者や対象とするわけでございますから、こういう業務を行なつておられない者が、かりに警備業者という名前、何々警備株式会社という名前で営業しておつて、しかも、この二条の業務ではなくて別の業務をやつており、そして法に触れるような行為があれば、その法令に基づいて措置をする。先ほどから申し上げている趣旨はその点でございします。

○林(百)委員 そうすると、情報収集ということに定款の目的に明示されている場合ですね。その内容は、この第二條の一項の一、二、三、四と何か関係があるんですか。情報の収集というふうなことは、二条の一項の一号から四号までには関係がないと思ひますが、そういう情報の収集というふうなことを定款の目的としておる警備業者に対しては、何らかの調査なり措置をする考えはありますか。

○本庄政府委員 いわゆる情報の収集——まあ、情報の収集と申してもいろいろあるようでございますが、いわゆる情報の収集は、この定義の一号、二号、三号、四号のいずれにも該当しないと申しております。ただ、先生の先ほどからの御質問から推察いたしますと、そういった情報収集を業とする者につ

いても何らか取り締まりが必要ではないかという
お考えのように承るわけでございまして、いわゆ
る輿論的なものをさすとして、そういつたもの
のについての今後の規制と申しますか、立法、こ
れにつきまして今後検討する必要がある。かよ
うに考えております。

○林(百)委員 そういふ関係もありますので、こ
の四条の「届出」はどうして認可制にしないので
しょうか。いやくも憲法で規定されている人権
が侵されることのないように、そういうことを厳
重に注意するとすれば、これは届け出主義ではな
くして、当然認可主義にすべきじゃないでしょう
か。その点はどのようにお考えになるのですか。

○本庄政府委員 四条の届け出制の件でございま
すが、認可制、法律的には許可制と申すべきだと思
いますが、許可制をとらなかつた理由でございま
すが、御案内のように、許可制というのは、一
般的に、その営業を禁止する、そして特定の要件
を具備した場合にのみその禁止を解除するという
法律制度になっておるわけでございまして、した
がいまして、憲法に定められました営業の自由に
對する重制限でございまして、その意味におき
まして、許可制をとるかどうかということにつき
ましては慎重に判断する必要がありますかと思ひま
す。

先般来申し上げておりますように、最近の警備
業の実態を見ますと、確かに、警備員自身が警備
中に犯罪を犯す、あるいは先ほど来お話のござい
ます労働争議等の際にトラブルを起こすといった
好ましくない事例もございまして。しかしながら、
全国で約四百五十人といわれております大部分の
警備会社がおおむねまじめに適正にその仕事を
やっておりますという実態でございまして、一般的に
禁止をかけるという必要性があるかどうか、この
点が第一点。それから、もう一つは、この立法で
業者の営業開始の要件として業者をしばつており
ますのは「警備業者の欠格事由。」これは人的
欠格事由だけでございまして、人的な欠格事由だ

けを許可要件とする許可制というものも、必ずし
も法律的にはできないわけではないと思ひます。
しかしながら、立法の通例を見ましても、そうい
う立法はほとんどございせんし、大部分の場合
に、資力の要件とか、あるいは技術上の基準その
他規模の要件とか、幾つかの要件を設定したしま
して、そういう要件を満たした場合に初めて営業
をさせるというのが許可制の立法の通例のよう
でございまして。

このような幾つかの理由で届け出制をとつてお
りまして、現在のところ、この届け出制でもって立
法目的を達し得る、達し得るならば、憲法の営業
の自由という関係から申しましてもこれではよろ
しからう、こういう判断でございまして。

○林(百)委員 本庄保安部長の答弁を聞いてる間
に、私とあなたの立場が根本的に違うことが一そ
うはつきりしてきたと思うのです。私のほう
は、国民が望んでるところからいって、いろいろ
の資料にもありますように、むしろ警備業者を取
り締めていってほしいというところ。それから、
各新聞の論調を見ましても、この警備業法で
は甘過ぎるということが言われているにもか
かわらず、本庄保安部長の答弁を聞いていますと、
むしろ、現在の警備業者を保護していくという
ニュアンスが非常に強い答弁ですね。だから、こ
こに根本的に私とあなたの違いがあるということ
が私は気がつきました。

そこで、時間がありませんので、あと二、三の
質問に限りたと思ひますが、第三条の一項一号
の「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規
定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終
わり、又は執行を受けることがなくなった日から
起算して三年を経過しない者」ですね。これは警
備業者にはなれないが、警備業の会社の顧問とい
うような形で実際の主宰者となることをこの法律
で取り締まることのできるのか。実際の主宰者
としていろいろの事業の相談を受けるいはいろい
ろの指示をする……。

○本庄政府委員 この法律では、法人の場合は「役
員のうちに前号に該当する者があるもの」という
ことになっておりますので、一応、役員でない場
合には取り締まりの対象にはならない、かように
考えます。

○林(百)委員 私たちは、この、三年を経過した
者がまた警備業者をやるといふこと自体にも問題
があると思うのに、事実上顧問として——たとえ
ばやぐさの社会で、名義は、いわゆる彼らのいう
若い衆にやらせておいて、自分が親分として、あ
るいは顧問として警備業を行なうというようなも
のですね。こういうことを取り締まることのでき
ないということになれば、三条一項一号が、あな
た方の言うように、そんなに伝家の宝刀として取
り締まりの効力を発揮するものだと私は思いま
せん。

さて、振り返つてみると、あなたの方の答弁の
ニュアンスの中には、どうも警備業者を弁護する
ような感じがある。大衆感覚から言へば、むしろ
これを厳重に取り締めてもらいたいという声があ
る。警備業者あるいはガードマンについては、
権力意識があるとか、暴行団のような感じがする
とか、用心棒のような感じがするといふ声が圧倒
的なんです。それにもかかわらず、そういうものを
取り締まりをしていくという立場でのニュアンス
の答弁が全然聞かれない。

そういう中であなたの方がそういうニュアンスを
持つのもう一つの要因としてお聞きしたいのですけ
れども、警備会社の役員の中で警察出身の人が何
人いますか。

○本庄政府委員 全国約四百五十人ございまして
で、東京あたりの、名前を聞けば人も知っている
ような大きな会社で役員に入っているようなもの
につきましては私もかなり承知をいたしてお
ります。全国大、中、小さまざまあるものにつ
きまして、全部、警察から何人入っておるかとい
うことにつきましては、これは、地方で退職して、
そのまゝローカルの小さな会社に入る人もござい
ますし、そういう点につきましては、私どもの

ほうも詳細な資料を持ち合わせておりません。

○林(百)委員 大事なところへいくとみんな調査
してないということなんです。それじゃ私のほう
もここで限つて聞きまして、東京警備会社連
絡協議会加盟のものに限りまして、これが何社
あって、役員が何人中警察出身者が何人いま
すか。

○本庄政府委員 東京に限つて言いますと、地元
の東京につきましては一応承知いたしております
が、現在のところ五十二社ございまして、そのう
ち十社に警察出身の役員がおるようございま
す。その数は、たしか全部で十九人だったと思
います。

○林(百)委員 わかり切つたようなことをもつ
とような顔をして答弁しているのをおかしいと
思うのですけれども、それじゃもう一つ聞きま
すけれども総合警備保障株式会社というのがある
んですか。

○本庄政府委員 ございまして。
○林(百)委員 ここではガードマンを何人雇つて
いますか。

○本庄政府委員 一応五千人というふうに承知し
ておりますが、先般来申し上げておりますように、正
規の調査でもございせんので、はたして正確な
数字であるかということにつきましてははいかがか
と思つております。

○林(百)委員 五千人というと、日本の警備会社
のうちでは上から何番目ですか。

○本庄政府委員 もう一つ大きいのがございま
して、通称ビッグツリーと言つておりますが、この
ガードマンの数というのは非常に変動がございま
して、先ほど申しましたように、私たち自身は
正確な数を必ずしも把握し得る道を持っていない
ということ、それから変動があるということ
で、はつきり申しまして、どっちが一億、二位と
いうことにつきましては、その辺はちょっとあれ
でございまして……。
○林(百)委員 けっこうです。
それでは、その社長が——ここで具体的な名

前を言っても、これは犯罪には関係ないからいいでしょう。その社長が、元警察庁の警備局長をやつていた村井順氏であるという事は知っていますか。

○本庄政府委員 社長は村井順氏でございますが、警察庁の警備局長はたしかやつていないはずでございます。警察庁では警備一課長だつたと思います。

○林(百)委員 わかりました。

そうすると、日本でビッグツリーのうちの一つの会社の社長は警察出身だということはいえるわけですね。全国のもはわからないと言ひから聞きません。そうすると、全国のカードマンの中で、警察出身者は何人いるとか、もちろんそういうことはわからぬですね。

○本庄政府委員 個々の警備員数がどのくらいか、警察出身の警備員数がどのくらいかということにつきましては、資料を持ち合わせておりません。

○林(百)委員 時間の関係で、あと一間だけ国家公安委員長にお聞きしたいと思うのですが、御承知のとおり、この法律によりまして、八条の「正当な活動に關連しての十四条、十五条についての解釈の権限、これは公安委員会にあるわけなんです。また、十四条、十五条の指示権あるいは営業停止の権限、あるいは営業廃止の認定の権限という重要な権限をほとんど都道府県公安委員会が持っているわけですが、警察法の三十八条によりまして、「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」と書いてありますけれども、この「管理する」ということについての解釈ですね。これについては、国家公安委員長はどういうふうに解釈されますか。また、内閣法制局の解釈と両方聞かせていただきたいと思います。

○林(百)政府委員 管理事務という用語の問題でございますが、これはむしろ行政組織法上の用語というふうに理解いたします。たとえば、「刑務所は法務大臣の管理のもとに置く」というような場合に、刑務所として監獄法に基づいていろいろな

事務を執行するわけでございますが、法務大臣との關係におきまして、その指揮監督権、その強さ、それが「管理」ということばにあらわれているわけでございますが、通常「管理」という場合には、個々の事務執行につきまして、直接指揮監督ができないという意味、そういう意味で用いている場合が多いと思います。

この場合も、公安委員会が、個々の警察が警察権を發動するという場合におきまして、具体的な個々の行為について一々手足をとるよう指示監督するということのような趣旨ではないという意味合いにおきまして「管理」という用語が用いられておる。かように理解いたしております。

○中村國務大臣 国家公安委員会は、国家警察行政の大綱方針を示して、それを警察庁長官を通じて行なわせていく、事前事後の監督管理をしていく、こういう職分だと私は承知しておりますし、県段階では、県の公安委員会がやはり警察行政の大綱方針を警察本部長を通じて行なわせていく、その事前事後の監督管理をしていくというふうな任務だと承知しております。

○林(百)委員 念のために警察庁側の見解を聞いておきますしょう。

○本庄政府委員 法律担当者のほうからお答えいたします。

○鎌倉説明員 公安委員会が警察を管理するというところでございますが、警察法では「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」というふうになつております。この「管理」ということにつきましては、公安委員会制度というものの本旨に照らしますと、個々の事務執行ということではございませんで、大綱方針を定めまして、いま委員長から御説明がありましたように、事前事後の監督を行なうということの意味しておるわけでございます。個々の事務執行につきましては、都道府県警察につきましては、公安委員会の管理のもとに監視監督または府県の警察本部長が指揮監督するということになっております。

○林(百)委員 私は、この際、国家公安委員長に、国家公安委員会というものが、さらにには都道府県公安委員会が、警察に対して相対的な独立性を持つ必要があるのではないか、もっと公安委員会の権限を意識する必要があるのではないかと、このことを警告したいと思うわけですが、警察法の五十条二項によりまして、都道府県公安委員会は警察本部長の懲戒、罷免を国家公安委員長に対して勧告することができると。法律的にはこうなつておるわけですが、それから念のために辞典を引いてみましたら、「管理」ということは、管轄し、処理する、さらには取り締まりということまであるわけですから、はなはだ国家公安委員会の権限を狭めるような解釈をあえてしておるやうに響くわけですね。国家公安委員長としては、警察に対して独立性があるのだ、これを公正な警察権を行使させるように監視監督していくのだというお考えはお持ちになつておられると思ひますけれども、念のため、中村国家公安委員長にその点をはっきりとこの際聞かしていただきたいと思ひます。

○中村國務大臣 私は、現在の国家公安委員会、それから各県の公安委員会の任務は適切に行なわれておる、いま林委員が指摘をなさつたやうな警察行政の監督あるいは管理というものはおろかね適切な行なわれている、と、かたく信じております。今後その方針でいきたいと思つております。

○林(百)委員 これで私の質疑は終わらしていただきますが、私は中村国家公安委員長からもっと自主性のある答弁があると期待していたので、この際、この重大な権限が公安委員会に与えられておる警察法案について、私はここではっきりと警告しておきたいと思ひます。

本法がそのまゝ実施される場合は、国民が望んでおり、また世論調査でも明確になつてゐるところの、警察業者あるいはガードマンを、善良な民衆に対して不当な行為をしないように、暴力団

まがいなことをしないように、嚴重な取り締まりをしてもらいたい、そういう意味の規制を行なつてもらいたいという、そういう期待には全く沿つておらないと思ひます。それどころか、この法律によれば、将来、警察業者は警察の補充部隊になりかねないし、あるいは天下り人事によつて都道府県警察との癒着やなれ合いが起る危険が非常に高い。こういうことを私は十分警告して、中村国家公安委員長も将来をういう点に十分留意されることを強く期待いたします、私の質問をこれで終わらしていただきます。

○中村國務大臣 私は、今回のこの警察法案の制定のねらいは、いま林委員が御指摘になつたやうに、国民大衆の諸君が今日の警察業に対して抱いておるいろいろの不滿あるいは不安というものを、規制をしていくということによつて立法されておるものと考えますし、さらに、この方針によつて、今後警察業に携わつていく人たちの内容、人格的に信用度等も高めて、そして、国民の期待に沿うやうな、国民から信頼されることのないやうな、国民に不安を与えることのないやうな警察業を進めていくやうな方向で強く規制をし、指導してまいりたい、かように考えております。

○林(百)委員 私の質問を終わります。

○大野委員長 小濱新次君。

○小濱委員長 警察法案の質問についてはわが党からも二名代表が立つておりますので、私は四点ばかりお尋ねをしたいと思いますので、中村国家公安委員長と保安部長にお答えをいただきます。

その第一点は、ガードマン業は一種のサービス業であり、新しい姿でこれが出てきたわけですが、ガードマン業に対して、その行き過ぎということがいま非常に問題になり、心配されてゐるわけですが、中には、口の悪い人からは、警察だとか、あるいは警察予備軍だというやうな声

ございますが、そういう器材を通じて本社に通報するとか、あるいは場合によっては大声をあげて近隣の人を起こすということも可能でありまして、うし、それから、いよいよ自分の身に急迫不正の侵害があるという場合には、場合によっては、先般川上参考人からお話がありましたような逃げるといふことも、これは現実の問題としてはあり得ましようが、そのことを法律でもっととやかく何ら規定はいたしておらないと思ひます。

○小濱委員 ガードマンといふことも、生命、身体、安全という、警備員の立場からやはり考へていかなければならないという考えを私も持っておりますのでございまして、一応見解をお尋ねしたわけでございます。

次に、法第三案についてお尋ねをしたいと思います。三、三年を経過しない者」となっておりますが、その期間について、他の業者とのつり合ひの点は、これはたくさんあるだろうと思ひますが、どういふつり合ひになっているのか。ということは、この三年が要請なのかどうかということ。参考を示してひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○本庄政府委員 この欠格事項のいわゆる三年云々という期間でございますが、法律はたくさんございまして、これも多種多様でございますが、お尋ね三年というのはいくつかございまして、たとえば警察主管の質屋業者につきましても、これも警察以上の刑に処せられ云々で、三年というのになっております。それから火薬類の製造業者、販売業者といったものも三年というのになっております。実は、他の法律におきまして、この警備業と非常に似たような法律があらば一番いいのでございまして、残念ながら、これに似たり似たようなものがないと思ひます。あえて若干似ておるものと申しますれば、たとえば倉庫業者でございます。これは、倉庫で物を保管するといふ仕事でございますが、やや警備とは趣を異にするのでございまして、若干似たところがあるのだらうと思ひます。これは「一年以上の懲役又

は禁錮の刑に処せられ、」云々、それから「二年」というのになってございまして、二年ということがかなり多いようございまして。輸送関係、通運業者、自動車通運業者、港運通運業者といったものは二年。大体、二年あるいは三年といふのが多いようございまして。

○小濱委員 刑法をちょっと調べてみたところ、お尋ね三年、五年、七年、十年と大別されておるようですね。火薬類取締法であるとか、麻薬取締法、それから毒物、武器、銃砲といふようなものを調べますと、たいがい三年になっておるようですね。したがって、こういうところから三年という数字が出てきたのじゃないかと思ひます。すけれども、これをきびしくしろという御意見もあるようでありまして。そういう点で見解はわかりましたけれども、さらにもう一点伺つておきたいことは、十五條の三、六月という期間ですね。これが適当と思はれるかどうか。いまの問題と関連して、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○本庄政府委員 行政処分の内容といたしまして、六ヵ月以内の事業停止をさめておる立法例はかなりございまして。先ほど申しました倉庫業者、それから宅地建物取引業者、建設業者、道路運送業者、風俗営業。まだほかにもございまして、そういうものにつぎましては六ヵ月以内といふのが多いようございまして、もちろん、中には一年というのもございまして、古い立法では、そういう最高の期間の明示のない立法が多いようございまして、最近は大体期間をきめておるようになり承知しております。

○小濱委員 最後にもう一点伺つておきたいのですが、この法第十條について、過剰になる疑いがあると言われているわけですね。それで、第一項の規定をことさらに入れた理由ですが、中村国務大臣が、十條の第一項をことさらに入れた理由について、何か特に御真意があるのでしょうか。いままでの議論を通しまして、当然これは常識的に行なわれているという事実がございまして、ここで規制法案をつくるのに、なぜこの一項

が特別にここに出てきたのか。これが過剰になる疑いがあるというところで問題になっているわけですね。けれども、これを特に入れた気持ちといふか、本意があるのだらうと思ひますが、これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○中村国務大臣 ガードマンの行なう警備業務の実態に即しまして、何らかの護身用具といふようなものを必要とする場合がかなりあるといふことは、これは想像されるのであります。夜間の警備をやるといふような場合等を考えまして、何か一定の護身用具といふようなものがあつたほうがいいといふようなことも、これは常識だと思ひますが、そういう場合には、必要以上のものを持つておるといふようなことになれば、これはまた弊害も起つてくることにもなると思ひますので、最小限度の一つの護身用具を持つこともやむを得ないのではないかと考へ方、具体的に言いますと、警備程度のものぐらいいいじゃないかと、いふうなことできめたものであると考へます。

○小濱委員 保安部長に伺いたいでございまして、護身用具について、いま公安委員長は警棒程度のもので済ませましたけれども、この「護身用具」といふのはどういふ解釈を持っておられるのか。ひとつ、品目別に分けて、具体的にあげていただきたいと思ひます。

○本庄政府委員 通常、護身用具といふのはいろいろあると思ひます。理屈のつけ方によつては、刃物も護身用具だと言ふ人もございまして。私たちがいたしましては、もっぱら防衛的なものを考へておるわけでございます。その意味におきまして、先ほど公安委員長が申されましたように、現在のところでは、警察官の警棒程度のものといふことを一応考へております。

○小濱委員 特殊警棒といふものもあるでしょう。これは警棒に入りますか。

○本庄政府委員 特殊警棒といふのは、おそれなく、先生のおっしゃるのとは短いものだと思いますが、あれも警棒の中に入つております。

○小濱委員 特殊警棒といふのは、私も見たことはありませんけれども、金でできたもので、アンテナのようにぐつと伸びるのだそうですね。あれは金だそうですね。特殊警棒と言つていふようにすけれども、これも警棒と理解していいのですか。

○本庄政府委員 警察では、一応警棒の範囲に入っております。

○小濱委員 護身用具といふのは、警察で使つてゐるものは大抵だとか小だとか言つていますが、ああいうものは、護身用具に入るのでしょうか。

○本庄政府委員 警察で、いわゆる警備実施の場合に使つておるといふところの、からだ全体を隠すような、いわゆる大だてでございまして、これは、事物の性質としては、本来防衛的な性格のものでございまして、護身用具の概念に入るとは思ひますが、このガードマンに持たせることをはたして具体的に認めるかどうかといふことにつきましては、私は、原則として、現時点におきましては必要はないのではないかと、さう考へております。

○小濱委員 そういふものを隠し持つておつた場合には、これはやはり罪になるわけでしょう。この点はどうですか。

○本庄政府委員 大だてはちよつと隠し持つておるにはまいりませんけれども、小さなものを隠し持つてゐる場合、それは軽犯罪法に触れる場合が多いと思ひます。

○小濱委員 私どもが想像しますのに、現金輸送といふ任務を帯びた場合、あるいはまたギャングの警備に当たるような場合、あるいはまた深夜に危険な場所を警備に当たる場合、いろいろあるかと思ひますが、そのときに大目に見られる警棒といふ護身用具はどのくらいいふものを言うのですか。警察では寸法がきまつておるようすけれども、ガードマンの場合に寸法はどうなんでしょう。

○本庄政府委員 現在警察で用いております警棒は、長さ約六十センチでございます。大体その程度のものを考えております。

○小濱委員 私がガードマンだとした場合、警備に当たる場合に、はたして、示された警棒程度以外のものも持たないかという、やはり、無意識に、警棒というものがあれば持つて歩きたいというのが人情じゃなからうかと思ひます。ね。そういう点で、護身用具として警棒程度は認めようということ、こういうふうな口実になっておるわけですが、この点がどこまで認められるのか、はっきりとした内容が示されておられないのでいろいろとお伺いしたわけですが、防犯的なものは認めていいということ、でございまして、よくわかったわけですが、この問題についてはまだいろいろと内容的に問題がございまして、いろいろと伺いたと思つておつたので、けれども、だいが重複する問題になっておりますので、私の質問はこの程度で終わりますが、これからの審議の過程を通じてわが党の態度もまた決定をしていきたい。このように考えておりますので、以上をもって御質問を終わります。

○大野委員長 次に、内閣提出にかかる地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の中し出がありますので、これを許します。上村下一郎君。

○上村委員 地方公務員災害補償法の一部改正法案につきまして、要点のみ、若干のお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

この法律の改正の御趣旨は次のようなことだと思ひます。つまり、地方公務員のうちで警察官とか消防吏員等の方は、国民の生命、財産等を保護して、公共の安全と秩序を維持するということに任務である。そして、その生命、身体に高度の危険が予測されるにかかわらず、職責上あえてその職務を遂行しなければならぬという立場に置かれておる。しかるに、最近、そういうお立場の

公務員の方々におきまして、社会情勢の変化に伴います集団犯罪の凶悪化というようなことで、特別公務員災害におかきになられるという方が非常にふえてくる。こういうことになりまして、この特別公務員災害の補償制度というもののについて、どうしても一回見直していかねばならぬということになります。この趣旨につきましては、私、賛成の立場に立つておるわけでございますが、その間におきまして二、三の問題点が感じられますので、その二、三の問題点についてお尋ねをするわけ。

と申しますのは、この対象となる職員の方々のをどの範囲にするか。この法案によりましていうと、警察官とか、消防吏員とか、あるいは法令で定めるところの吏員ということになっておりますが、その政令に定めるところの対象者、それをひとつお示しを賜りたいとともに、その対象者の中に、学校の先生方とか、あるいはその他の建設業務などに従事しておる職員の方などが抜けていないかということ。こういう方も、あるいはこれに類似したところの特別公務員災害というふうなものにかかるといふような状態も考えられやせぬかということもございまして、政令で定めるところの対象の範囲を示してもらいたいこと、いま私が申しました学校の先生方とか、これに類似するような立場にある建設業に従事する人の立場、そういう方の公務員災害というふうな場合に、もし抜けておるとすれば、どういう意味で抜けておるのか。その点をひとつまずお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 政令で定めることを予定しております職員の範囲についてお答えいたします。

警察官、消防吏員はもとよりであります。そのほかにも、いま予想されますのは、常勤の消防団員というのが何人かおるわけでございます。これと、それから麻薬取締員、府県の職員として職務を行なう取締員が百何十人おります。この範囲をいま政令で定める範囲として予定しておる次第

でございます。

○渡邊国務大臣 消防、警察官、これらは、いま言われましたとおり、国民の生命、身体及び財産の保護、公共の安全、秩序の維持という任務を持つておりまして、この任務遂行のためには、身体に対する高度の危険をあえておさなければならぬ。このごろの社会情勢によりまして集団犯罪等の凶悪化あるいは災害の多様性から考えまして、それらの任務の遂行がますます危険性を帯びてきたところから、これらの職員が安心して職務の遂行ができますように、この職員にそのような使命を命じますところの地方公共団体が、特別の災害補償の場合の加算措置を行なうとするものであります。今回の措置は、人事院の勧告等によりまして、国家公務員の災害補償法の一部改正が行なわれておりますが、この、今国会に提出されております国家公務員の災害補償法の一部改正という措置ともあわせまして、今回事情を勘案し、提案をさせていただきます。この次第でございます。

いまお話しになりましたところの、今回のこの特別公務員というものの当てはまる者の政令で示すものは、いま事務当局からお答えさせていただきます。たとおりでございますが、今回のこの特殊公務員というものは、いま申しましたとおり、国民の生命、身体及び財産の保護という任務を本来の任務としておる。また、その任務の遂行にあたって、高度の危険を伴うことが多く、非常な危険があらじめ予測される。にもかかわらず、職責上あえて行なわなければならない職種及びその職務の内容を限定して行なうという趣旨でございます。ただいま、警察、消防は当然でございますが、政令で指名いたしましたのも、申しましたような範囲内の職種及び職務ということになっております。

しかし、御指摘になりましたような、学校職員がおおはれている子弟を身の危険も顧みずに救うような場合、あるいは、災害都市におけるところの土木職員等の身の危険を挺しての行動、これら

は、これらの職務を遂行するための高度な使命感というものと何ら変わるところのないものであると考えられますので、今後は、これらの点につきましても、民間における労働者の労災との均衡等をもあわせ考えまして、引き続いて前向きで検討を加えなければならない事項である。かように考えておるような次第でございます。

○上村委員 いま大臣のお話しになられた点でよくわかります。この政令で定める職員として、常勤の消防団員あるいは麻薬取締員というふうなものも予定されておる。それと、先ほど例示申し上げました学校の先生とか、あるいは土木関係の職員の場合等は多少違う点があるだろうと私は思ひますが、しかし、広い意味におきましては、ある一定の段階ではこういう方々もこの制度に包摂していいんではなからうかというふうな感じを私は持つておりましたのでお尋ねをした。ところが、大臣としましては、現在の段階では多少ニュアンスも違うから、現在はこれにしておくけれども、採来は民間の関係をも考慮しながら検討していくと云われる。私はそれでよく了承をいたすわけでございます。

次に、この法律には、政令に委任してある事項が他にもございまして、その政令に委任しております点につきまして、この際にお尋ねをしておきたいと思ひます。

まず第一に、対象者となる職務というもののにつきまして、「生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務」というふうになつておりますが、「その他の政令で定める職務」というものにつきましてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 現在予定しておりますのは、それぞれの職種別に次のようなものを予定しておりますわけでございます。

まず、警察官について申し上げますと、法律に書いたものとも重複をいたす部分もございまして、犯罪の捜査、犯人もしくは被疑者の逮捕もし

くは護送または犯罪の制止というのが一つでござい
ます。それから同じく警察官について地震、火
災、風水害、爆発その他の異常な自然現象の際等
における被害の発生を防衛または被害の拡大の防
止。それから第三番目には、天災時等における人
命の救助。大体こういうものを警察官については
予定しております。

それから次に、消防吏員及び常勤の消防団員に
ついて予定しておりますものは、地震、火災、風
水害、爆発その他の異常な自然現象の際等におけ
る被害の発生を防衛または被害の拡大の防止。そ
れから、天災時等における人命の救助。これは警
察官と同様でございますが、これを予定してあり
ます。

それから、麻薬取締員につきましては、犯罪の
捜査または犯人もしくは被疑者の逮捕もしくは護
送、こういったものがほぼ予定しておるものでご
ざいます。

○上村委員 ちよっとこまかくなりますが、消防
の場合に出動命令がきた。そうすると、消防のほ
うへ自宅から飛んで行く場合もあるし、一定の職
域から現場へ飛んで行く場合もある。その現場へ
かけつける過程です。ですから、災害が起きてい
る現場というものは当然入るでしょうが、現場へ
飛んで行く過程で、時々刻々と緊迫度は迫ってく
るわけですから、出動命令が出て、そしてかけ
つけていく途中のあれですね。そういうときに
どういふ災害かということになるのでしょうか。け
ども、場合によりましては、がけから消防車が転
覆しまして、そして死亡事故を起こすこともあ
る。過去にその事例があったわけですね。それに對
しまして、はっきりとはまだぬけられませんが、ま
だこういう制度ができませんでしたけれども、そ
れに類似した最高度の補償をなされた事例を承知
しておりますが、一体、その災害の現場というも
のはどの範囲まで見るのかということですね。火
災なら、煙がどんなに来る範囲を言うのか、火の
粉が飛んでくる範囲を言うのか、それとも、その
現場か。どんなふうにお考えになっているか。ひ

とつお尋ねしておきたいと思ひます。

○山田(漢)政府委員 通常の場合は、現場にかけ
つきます途中におきましては、高度の危険という
点が災害現場における場合に比べて多少落ちるの
ではないか。まあ認めたい場合がおそらくある
のではないかと思います。したがって、特別公務
災害の対象にならないという場合がおそらく出て
まいらぬと思ひます。しかしながら、最近私ども
も、諸先生の御意見もございまして、でき得れ
ば、賞じゆつ金等につきましても、出動途上を取
り上げたいということ、目下大蔵省と折衝いた
しておる最中でございます。この特別公務災害
の問題につきましても、場合によりましては相当高
度の危険が予想される場合がございます。現に、
昨年も、風水害等で現場にかけつきます途中で濁
流にのまれましてなくなった例もございまして、
これも賞じゆつ金の対象にいたしました。そのよ
うな具体的な例もございまして、いま明確にど
こまでをこの対象にするかと申し上げられませ
んけれども、具体的な状況に照らしまして判断を
いたして、できる限りそういう点を救済するよう
に今後努力していきたい、かように思ひてお
ります。

○上村委員 実は、この法改正の一つの大きな目
的は、普通の公務災害補償よりも優遇しようとい
う点にあると思ひます。それで、この補償の額に
つきましては、現行の額に「百分の五十の範囲内
で政令で定める率を乗じて得た額を加算」する、
こういう規定になっております。この「政令で
定める率」というのをひとつ御説明賜わりたいと
思ひます。

○林(忠)政府委員 「政令で定める率」と申しま
しても、ほとんどの場合「範囲内」と書いてあ
ります。最高限の百分の五十を予定しております。
ただ、障害補償につきましては、一級、二級とい
う少し重いものにつきます。一級が百分の四十、
二級が百分の四十五ということとを予定しているわ
けでございます。それで、一級、二級について百
分の四十なり百分の四十五にいたしましたその算
出の理由は、その一級、二級については三級を基

礎にして、それに介護手当という観念で積み上げ
たものであるということでございます。それで、そ
れについては今回算出の基礎からはずし、その結果
百分の四十ないし四十五という数字が出たわけ
でございます。それ以外は全部百分の五十、最高限
一ぱいということとを予定しておる次第でございま
す。

○上村委員 この法律の改正をするようになりま
した経過ですね。これは、人事院の要望といいま
しょうか、御意見その他で、国家公務員の災害補
償の関係の法律の改正ということになる。これに
準じて地方公務員の法律の改正になったと思ひま
す。私、きわめてけっこうなことだ、こう思ひて
おりますが、具体的に、重大な点をひとつ警察の
ほうにお尋ねをしておきますけれども、過去、警
察官の公務災害の件数というものは一体どのくら
いあったのか。そのうちで特に特別公務災害とい
われるものはどのくらい含まれておるかという点
をお尋ねいたします。

○浅沼政府委員 昭和四十三年度から四十五年度
までの三年間について申し上げますと、警察官の
公務災害の総件数は昭和四十三年で一万六千七百
五十八名でございます。四十四年度で一万四千九
百七十九名、四十五年度で一万二千八百五十五名。こ
れはそれぞれ大部分が地方の警察官でございます
が、一部国の警察官も入っております。それで、
そのうち死亡いたしました者、つまり殉職者が三
年間で百十六名、それから治療をいたしました者、
その後に身体障害を残しておる者、これが五百五
十二名でございます。ただいまお尋ねのように、
今回の特別公務災害という制度に該当すると思わ
れますのは、このうち、昭和四十三年で八十
名、四十四年度で五十八名、四十五年度で八十
名、四十四年度で五十八名、四十五年度で八十
名と二十九名ということ、公務災害の総件
数にいたしますと、○二割ないし○五割程度
というふうに見込まれておるわけでございます。

○上村委員 そうすると、この制度、今回の改正
ですね。特別公務災害の補償制度というものの制
定によりまして、被害の警察官の補償というのは

どういふふうに変更されるか。具体的に御説明願
いたい。

○浅沼政府委員 かりに勤続十年の調査で、奥さ
んと子供一人という人を例にとりますと、殉職さ
れた場合には、遺族の年金が、補償年金が支払
けれども、現在では、四十四万七千二百五十三
円。これが、この特別公務災害制度がございま
ると六十七万八千八百四十円ということ、先ほどお話
したように五割増しということになります。ま
た、身体障害の六級程度の障害といひます。こ
れは、三分の二くらい労働能力が失われるとい
うような場合でございまして、その場合に障害
補償年金が現在では三十八万一千円であるわけ
でございますが、これが五十七万一千八百円、こ
のように改善を見ることがになります。勤続二十年の
調査で、奥さんと子供が二人という場合に申し
上げますと、遺族補償年金が現在六十九万八千
二百円ほどありますが、これに對しまして、百
四十七万七千円ということに改善を見ることがな
るわけでありまして、これは平均的な例でございま
す。先般の具体的な事例で申し上げますと、先
般の浅間山荘の事件で殉職いたしました内川組
長の場合を申し上げますと、現行制度では遺
族の補償年金が百十五万四千九百八十八円ござい
ます。これが今回の制度の改正を見ますと、百七
十二万五千七百四十七円、五十七万五千円ほど
のアップということになるわけでありまして。

○上村委員 浅間山荘事件のお話もちよっと出た
わけでございますが、ちよっと関連してお尋ねし
ておきますが、殉職者の遺族に對して警察は一体
どのような処遇を行なっておるのか。この点につ
いてお尋ねしておきます。

○浅沼政府委員 殉職いたしました遺族の方に対
しましては、何よりも、私どもとしては、たとえ
ば上司がかわるとか、人がかわりまして、それで
お世話する点がおろそかになることのないよう
に、長期にわたりますて常時継続的にお世話する
ことができるような、そういうシステムをつくる
必要があるということで、各府県におきまして

は、これらの傷病者と殉職者の遺族に対しましては、処遇事務の取扱ひに關する要綱を定めております。そして、ガードシステムを使いまして、いま申し上げましたように、長い間にわたつても常時めんどろが見られるというような仕組みを考へておるところであります。

また、現在財団法人警察育英会というのがございますが、これは、いまの殉職された方々あるいは重度の障害を残した警察職員の子弟に対しまして学資の援助を行なう。ことしの三月三十一日現在で、全国で六百二十九人の人が奨学金を受けておるのでございます。

それからまた、私どもといたしましては、最近殉職というやうなケースが非常に多くなつておるといふことでありますので、法律的なやういふ制度以外に何かめんどうを見てあげたいといふことで、警察協会におきまして、これらの御遺族に対しまして、いま申し上げた育英以外の面で救済しようという援助措置を現在検討いたしております。これは近く制度化発足を見る予定になつておる次第であります。

それからまた、時間がたつちますとどうしても遺族の方との間が疎遠になりがちでございますので、警察の組織をあげてお世話をするといふことで、絶えず訪問をいたしますとか、あるいは命日には何うとか、あるいはまた、いろいろ伺つていきますと、子弟の病氣とかあるいは進学、結婚、就職というやうなことで非常にいろいろ心配ごとが多いやうでありますので、そういう問題につきましても、そういう係を設けてまして、生活相談を常時して差し上げる。こういふやうなことで、私どもとしましては経済的な面につきましてはもちろんでございますが、同時に、精神的な面においても、皆でこの人たをささえてやるといふやうなあたたかい配慮を一番必要とするといふ考へのもとに、これからの第一線を指導してまいりたい、このやうに考へております。

○上村委員 今回のこの法改正によりまして、四十七年度の予算として大体どのくらいこれに見込

んでおられるのか。その点をひとつお尋ねしておきます。

○林(忠)政府委員 これは、どのくらいのことし公務災害が発生するかの見込みの問題でございますけれども、警察のほうで調べたい数字、あるいは消防のほうからの数字で推定いたしましたところで、所要財源といたしまして、年間地方団体の負担が大体二千万程度というふうな見込みを立てております。

○上村委員 あと一点だけで私の質問は終わりたいと思ひますが、これは大臣にお尋ねしておいたほうがいいかと思ひますが、職員が公務によつて死亡した場合などにおきまして、一定額を付加給付として支給するといふやうな考へがあるのかどうか。一時金というやうな付加給付をする考へがあるのか。大臣でなくても、ほかの方でもけっこうです。

それからもう一つは、実施期日がことしの一月一日ということになつておりますね。これは実は私は非常にいいことだと思つておるのですけれども、通常の法律の狀態としましては、むしろ異例なことであると思ふのです。なぜこの一月一日からということになつたのか。

その二点につきましてお尋ねしておきたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 お尋ねの付加給付は、共済関係のことだと思ひますが、この問題は當然考えられるべきことでございます。しかし、これは、これの対象としておる特殊公務災害のみでなく、一般の公務災害についても当然考えなければならぬ問題だと思ひます。それから、民間の労災その他の関係とも調整すべき必要があると思ひますので、さらに関係省庁間でよく相談しまして進めていきたいと思ひます。われわれのほうは、こういふ公務災害を優遇したいといふ気持ちを常に持つておりますので、それについてはある程度前向きに検討したいと思ひます。

あるいは、いまの先生の御質問のうちに、共済の給付でなくて、地方団体が見舞い金のやうな形

で一時金をやることはどうかということも含まれておるとすれば、それもけっこうなことだと思ひますし、これは現実に発生した事故の状況に応じて、それぞれの地方団体、あるいは場合によれば国から、そういう形での見舞い金は現在もケースによつては相当多額な支給をされておるわけでございます。そして、これはこれでまた一つの行き方だと思ひます。制度としてこれをどうするかという問題になりますと、公務災害補償なり共済給付なり、そのほうは先ほど御答弁したとおり検討してまいりたいと思ひます。

それから、ことしの一月一日にさかのぼるといふことにつきましては、こういふものは過去いつまでさかのぼるかという問題がございまして、別に一月一日でなければいけないといふこともないわけでございますけれども、一つには、人事院のこの法案の提出のもとになりました意見で、一月一日ということが指されておりましたので、国家公務員についてもそういう形だといふことで、合わせてとつたのでございまして、この国会で成立させていたしまして、年度初めとか、あるいはことしの一月一日とか、どこか切りのいいところをとらうといふことで、たまたま浅間山事件というものがあつたといふこともございまして、国民的コンセンサスを取りつける上に一月一日といふことも一つの期間かと考へる次第でございます。

○大野委員長 次回は、来たる二十五日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十二分散会